

八郎潟町

第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

八郎潟町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の趣旨	1
(1) 計画の策定にあたって	1
(2) 子ども・子育て支援をめぐる国の動向	2
(3) 子ども・子育て支援制度の概要	4
(4) 幼児教育・保育無償化について	7
2. 計画の位置づけ	8
3. 計画の期間	8
4. 計画の策定方法	9
(1) 八郎潟町子ども・子育て会議による協議	9
(2) 庁内関係課による協議	9
(3) ニーズ調査の実施	9
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	10
1. 本町の概況	10
(1) 総人口及び将来人口の推移	10
(2) 18歳未満人口及び将来人口の推移	11
(3) 子どもがいる世帯の状況	12
(4) 出生数の推移	13
(5) 女性の労働力率の状況	14
2. 教育・保育事業の進捗状況	15
(1) 教育・保育事業の利用状況	15
(2) 法定事業の利用状況	17
3. 第1期計画の進捗状況	22
(1) 第1期計画の計画記載事業	22
(2) 計画記載事業の実施状況	23
(3) 実施事業の進捗評価	23
4. 子ども・子育て支援ニーズ調査結果のポイント	24
(1) 調査の概要	24
(2) 就学前調査結果のポイント	25
(3) 小学生調査結果のポイント	36
第3章 計画の方向性	40
1. 計画の基本理念	40
(1) 基本理念	40
(2) 基本目標	41
2. 計画推進の考え方	42
(1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方	42
(2) 次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方	43
3. 施策の体系	44

第4章 施策の展開	45
基本目標1：幼児期の教育・保育事業の推進.....	45
1-1：施設型給付.....	45
基本目標2：地域子ども・子育て支援事業の推進.....	45
2-1：通所系事業.....	45
2-2：訪問系事業.....	46
2-3：相談支援.....	47
2-4：その他の事業.....	47
基本目標3：仕事と生活の調和の促進.....	48
3-1：就労促進.....	48
基本目標4：その他の支援事業の推進.....	49
4-1：子育て情報の効果的な提供	49
4-2：妊婦健診.....	49
4-3：障がい児支援の推進	49
4-4：発達障害支援	50
4-5：ひとり親家庭等の自立支援の推進	50
4-6：児童虐待防止	51
4-7：子育て家庭に対する経済的支援	52
4-8：子どもの貧困対策.....	52
第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策	53
1. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策	53
(1) 本町で想定する教育・保育の量の見込み	53
(2) 教育・保育の確保の方策	53
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策.....	55
第6章 計画の推進体制.....	58
1. 計画の推進体制	58
(1) 子ども・子育て会議による進捗評価	58
(2) 庁内における進捗評価の体制.....	58
(3) 関係機関等との連携・協働.....	58
(4) 計画の周知	58
2. 進捗評価の仕組み	59
資料編	61
○八郎潟町子ども・子育て会議条例	61

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

(1) 計画の策定にあたって

本町では、平成 27 年 3 月に「八郎潟町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下などの課題は続いており、子どもや子育て家庭に対する支援の必要性は依然高く、子ども・子育て支援制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や「子育て安心プラン」などに基づく保育の受け皿確保が進められている状況となっています。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本町の子どもとその保護者が幸せに生き続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に子育て支援を行っていくために、「第 2 期八郎潟町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

(2) 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

時期	取り組み	内容
平成 15 年 (2003 年)	少子化社会対策基本法施行	少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項とその他の事項を規定
平成 17 年 (2005 年)	次世代育成支援対策推進法施行	少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るための理念を定めるとともに、地方公共団体及び事業主は、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を今後 10 年間に於いて重点的に推進
平成 18 年 (2006 年)	新しい少子化対策について	「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進
	「認定こども園」の制度創設	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能をあわせ持った施設
平成 19 年 (2007 年)	「放課後子どもプラン」の創設	文部科学省の「放課後子供教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の 2 点を車の両輪として推進
平成 20 年 (2008 年)	「新待機児童ゼロ作戦」	希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して保育施策を質・量ともに充実・強化
平成 22 年 (2010 年)	「子ども・子育てビジョン」閣議決定	「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す
	子ども・子育て新システム検討会議設置	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を開始
	子ども・若者育成支援推進法施行	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援を推進
平成 24 年 (2012 年)	子ども・子育て関連 3 法公布	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 法の公布
平成 26 年 (2014 年)	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行	生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進
	次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布	法律の有効期限を 2025 (令和 7) 年 3 月 31 日まで 10 年間の延長
	「放課後子ども総合プラン」の策定	次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小 1 の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進

時期	取り組み	内容
平成 27 年（2015 年）	子ども・子育て支援新制度の施行	子ども・子育て関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行
	子ども・子育て本部の設置	平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行にあわせて、内閣府に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を本部長とし、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに少子化社会対策大綱の推進や子ども・子育て支援新制度の施行のための新たな組織である子ども・子育て本部を設置
平成 28 年（2016 年）	子ども・子育て支援法の一部改正の施行	一億総活躍社会の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設
	ニッポン一億総活躍プランの策定	「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率 1.8」の実現に向けた 10 年間のロードマップを示す
	児童福祉法等の一部改正の公布	児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などを定める
平成 29 年（2017 年）	「働き方改革実行計画」の策定	平成 28 年 9 月より、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催され、時間外労働の上限規制のあり方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられる
	「子育て安心プラン」の策定	令和 2 年度末までに待機児童を解消するとともに、令和 4 年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備
	「新しい経済政策パッケージ」閣議決定	消費税引き上げによる財源を活用し、待機児童対策の前倒しや 3～5 歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する方針を打ち出す
平成 30 年（2018 年）	「新・放課後子ども総合プラン」の策定	放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後 5 年間の計画を策定
令和元年（2019 年）	子ども・子育て支援法の一部改正の施行	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5 歳の子ども及び市民税非課税世帯の 0～2 歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化

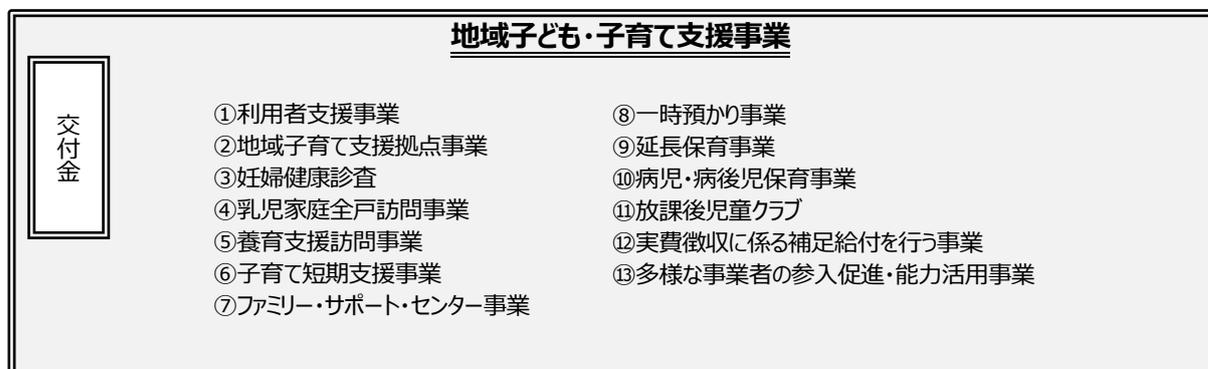
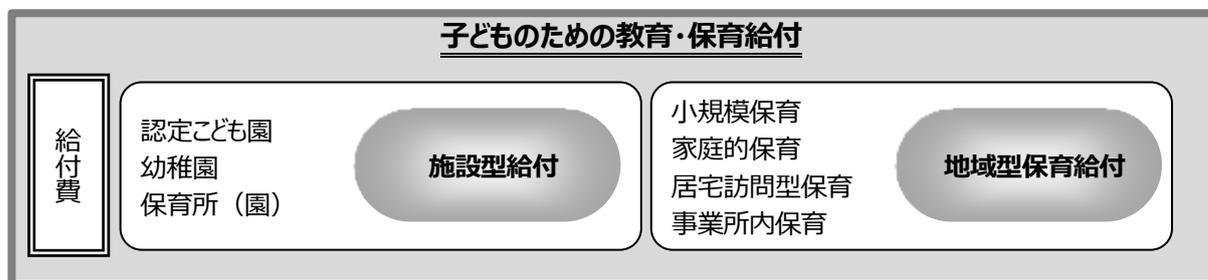
(3) 子ども・子育て支援制度の概要

①制度の目的と主な内容

「子ども・子育て支援制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などとあわせて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善・普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定、教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園・幼稚園・保育所（園）の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）
- 地域の子ども・子育て支援の充実、子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。子ども・子育て支援制度は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。



②保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なります。

【認定区分】

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	対象事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園(教育利用)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所(園) 認定こども園(保育利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所(園) 認定こども園(保育利用) 小規模保育事業など

【認定基準】

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間(保護者の就労時間)、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

<事由>

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ○就労 | ○妊娠・出産 |
| ○保護者の疾病・障害 | ○同居親族等の介護・看護 |
| ○災害復旧 | ○求職活動 |
| ○就学 | ○虐待やDVのおそれがあること |
| ○育児休業取得時に、すでに保育を利用していること | |
| ○その他市町村が定める事由 | e t c . |

<保育時間>

- | |
|---------------------------------|
| ○保育標準時間
主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 |
| ○保育短時間
主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 |

<優先すべき事情>

- | |
|---------------------------------|
| ○ひとり親家庭 |
| ○生活保護世帯 |
| ○生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 |
| ○虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 |
| ○子どもが障害を有する場合 |
| ○育児休業明け |
| ○兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 |
| ○小規模保育事業などの卒園児童 |
| ○その他市町村が定める事由 |
| e t c . |

③子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

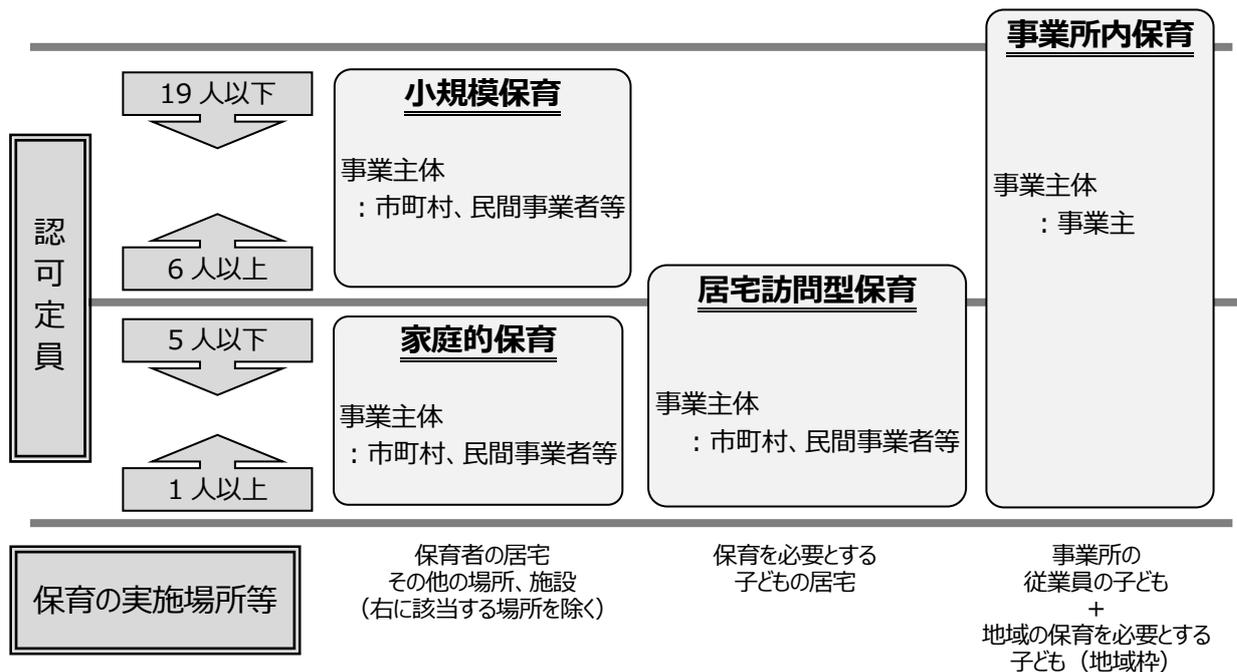
給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所（園）」等の教育・保育施設となります。

■地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」となります。（新制度では、定員 19 人以下の保育事業を市町村による認可事業となる“地域型保育事業”とし、給付の対象としています。）



(4) 幼児教育・保育無償化について

① 幼児教育・保育無償化の概要

令和元年10月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、認定こども園・認可保育所（園）・幼稚園の費用の無償化が開始されました。

※通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまで通り保護者の負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちとすべての世帯の第3子以降の子どもについては、副食（おかず、おやつ等）の費用が免除されます。

	0～2歳 (非課税世帯)	3～5歳
幼稚園 認定こども園-教育認定	—	無償
幼稚園 (就園奨励費補助金の対象施設)	—	利用料が月額25,700円まで無償
(幼稚園の利用に加えて) 幼稚園の預かり保育	—	保育の必要性の認定を受けている場合、幼稚園の利用料に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円まで無償
認可保育所（園） 認定こども園-保育認定 地域型保育事業	無償	無償
認可外保育施設 その他届出保育施設等	保育の必要性の認定を受けている場合、利用料が42,000円まで無償	保育の必要性の認定を受けている場合、利用料が37,000円まで無償

※1「認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）」が無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として無償化の対象となります。

※2「その他届出保育施設等」とは、企業主導型保育事業、認定保育施設・幼児教育施設のいずれにも属さない認可外保育施設（事業所内保育を含む）のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等となります。

② 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

すべての子どもが健やかに成長するように支援するとともに、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮していくために、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象として、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて、本町においては、保護者が施設・事業を選択するときに役立つよう、対象となる施設や給付方法等について十分な情報提供を行うとともに、県と連携を図りながら、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について取り組み、保育の質の確保に努めます。

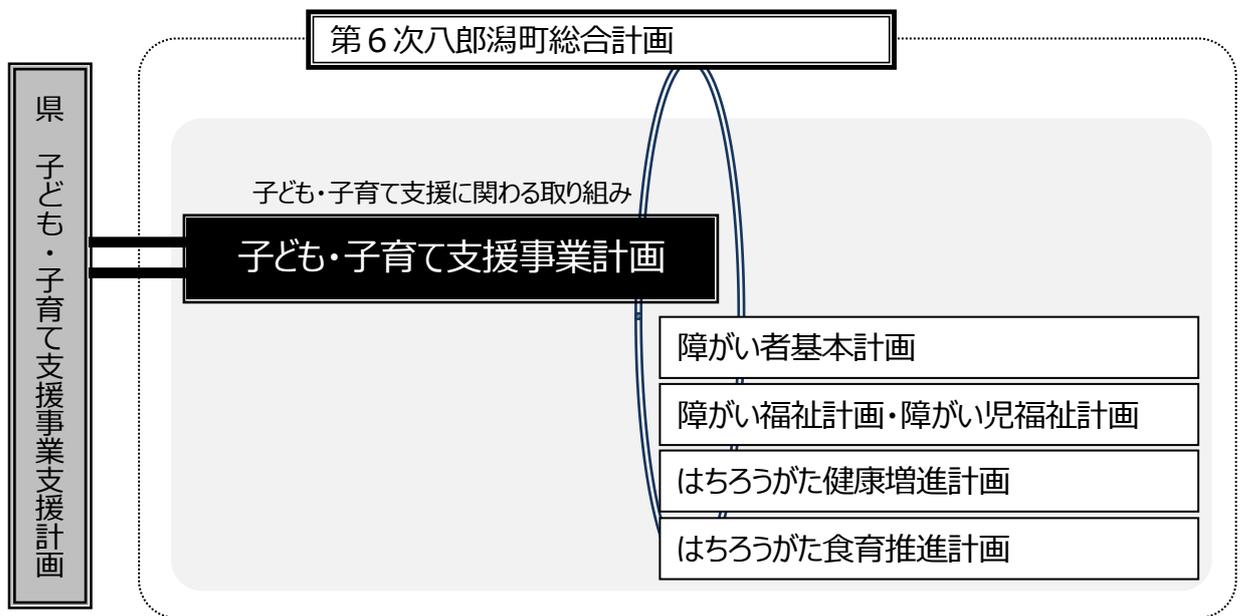
2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。
町の基本方針に関する上位計画である「八郎潟町総合計画」や、その他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する部分において他の計画とも整合を図り、調和を保った計画の推進をします。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

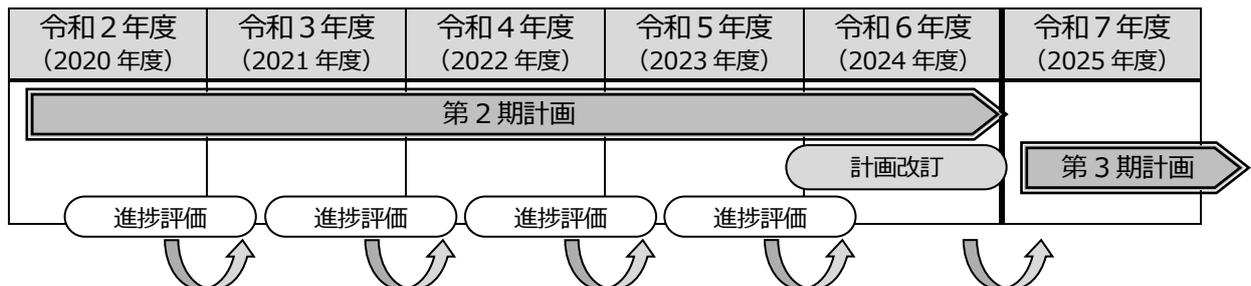
（市町村子ども・子育て支援事業計画）
第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【諸計画の関係】



3. 計画の期間

本計画は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間とします。
なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



4. 計画の策定方法

(1) 八郎潟町子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育関係者、関係行政機関等で構成する「八郎潟町子ども・子育て会議」で計画内容の検討を行いました。

(2) 庁内関係課による協議

行政内部での子ども・子育て支援に関する施策等の連携を図るために、庁内関係課と協議し、計画内容の調整を行いました。

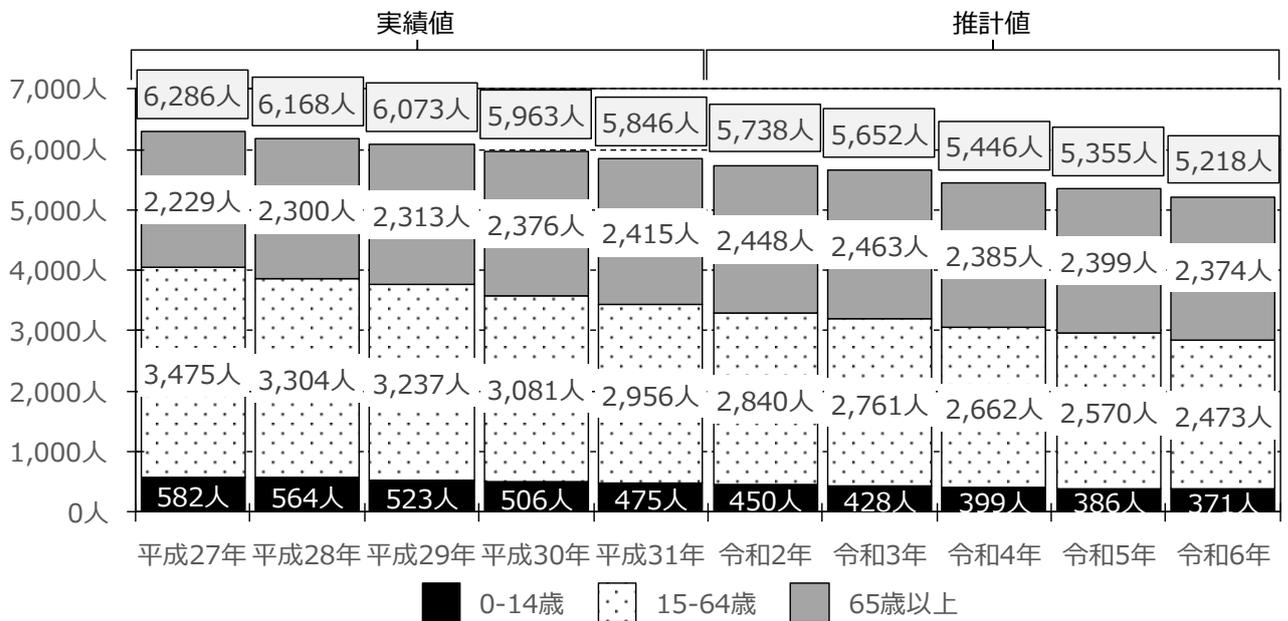
(3) ニーズ調査の実施

就学前児童（の保護者）、小学生（の保護者）を対象に、子育てに関する生活実態やニーズの数値化等の基礎データを把握するためにニーズ調査を実施しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 本町の概況

(1) 総人口及び将来人口の推移



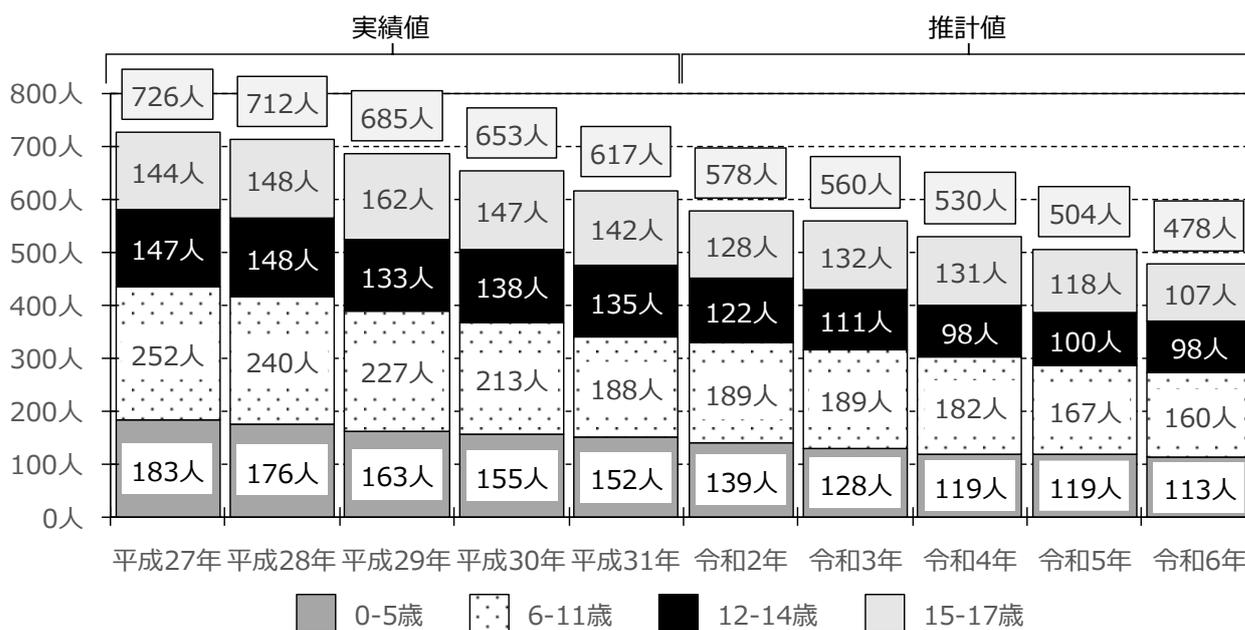
資料：住民基本台帳、各年3月末現在
推計はコーホート変化率法による

総人口は減少傾向にあり、平成31年は5,846人となっています。年齢3区分別にみると、65歳以上人口は増加傾向にありますが、0-14歳人口は減少傾向にあります。

平成27年から平成31年の人口推移の傾向をもとに令和6年までの人口推計を行ったところ、0-14歳人口は減少傾向を続けるものと試算され、平成31年の475人から、令和6年には371人と104人の減少となっています。

また、65歳以上人口も令和3年の2,463人をピークに減少に転じるものと試算されています。

(2) 18歳未満人口及び将来人口の推移



	実績値					推計値				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	29	27	18	21	20	19	19	18	18	16
1歳	31	30	27	19	23	21	20	20	19	19
2歳	23	32	30	26	18	22	20	19	19	18
3歳	31	22	33	31	27	18	22	20	19	19
4歳	35	30	24	33	31	28	19	23	21	20
5歳	34	35	31	25	33	31	28	19	23	21
6歳	36	35	34	30	25	33	31	28	19	23
7歳	33	35	36	34	31	26	35	32	29	20
8歳	46	34	33	36	34	30	25	33	31	28
9歳	43	47	33	33	34	34	30	25	33	31
10歳	44	43	48	32	32	34	34	30	25	33
11歳	50	46	43	48	32	32	34	34	30	25
12歳	38	50	45	43	47	32	32	34	34	30
13歳	61	38	50	45	43	47	32	32	34	34
14歳	48	60	38	50	45	43	47	32	32	34
15歳	50	50	59	38	46	43	41	45	30	30
16歳	48	50	51	59	38	47	44	42	46	31
17歳	46	48	52	50	58	38	47	44	42	46
18歳未満人口	726	712	685	653	617	578	560	530	504	478

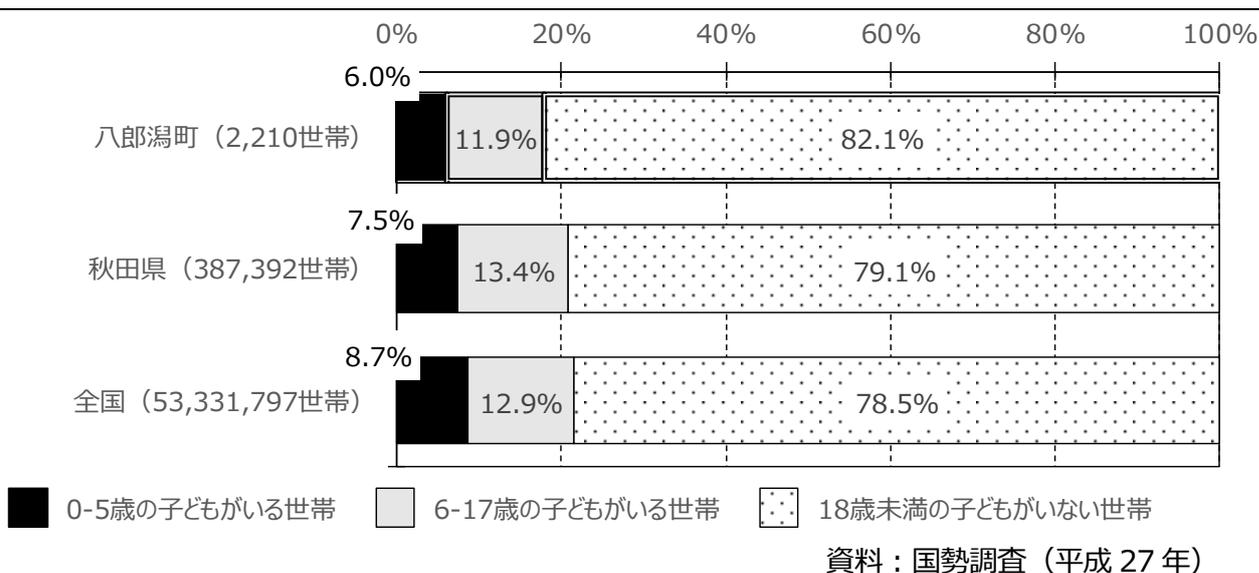
資料：住民基本台帳、各年3月末現在
推計はコーホート変化率法による

18歳未満人口は減少傾向にあり、今後も同様に減少していくものと推計されています。

いずれの年齢層も減少傾向にあります。平成31年の水準に比べた令和6年の推計値は、就学前児童に相当する0-5歳人口、中学校生徒に相当する12-14歳人口は7割台の水準まで減少するものと試算されていますが、小学校児童に相当する6-11歳人口は8割台でとどまっています。

(3) 子どもがいる世帯の状況

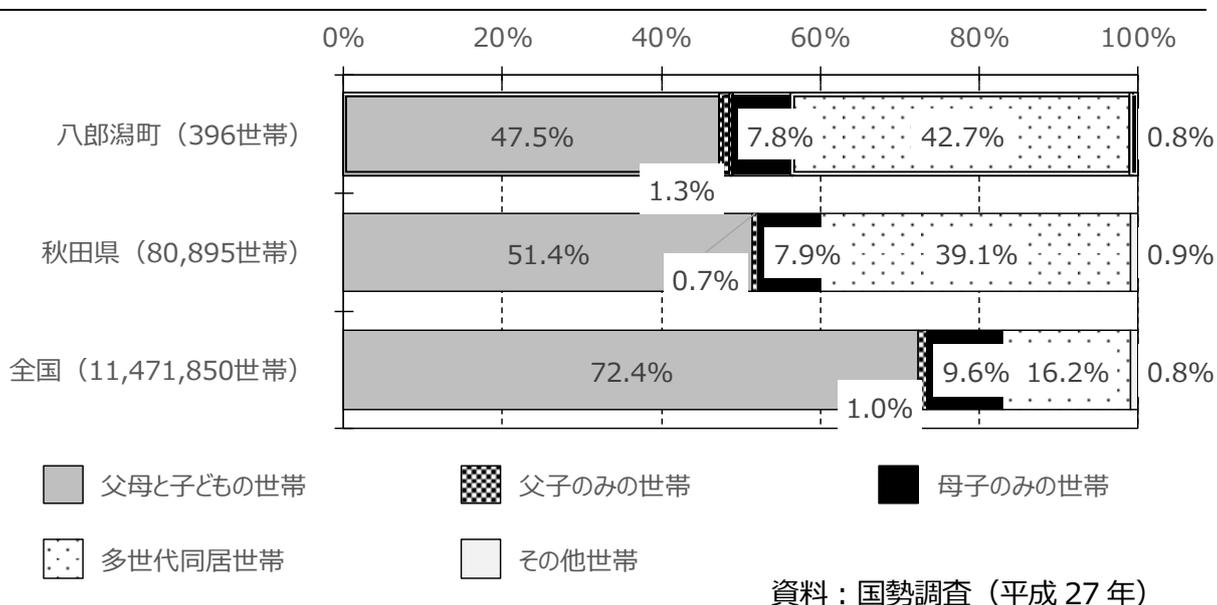
① 18歳未満の子どもがいる世帯の割合



本町の0-5歳の子供がいる世帯の割合は6.0%で、全国平均の8.7%や秋田県平均の7.5%よりもやや低い水準となっています。

6-17歳の子供がいる世帯とあわせると、本町の18歳未満の子供がいる世帯の割合は17.9%で、全国平均（21.5%）や県平均（20.9%）よりもやや低くなっています。

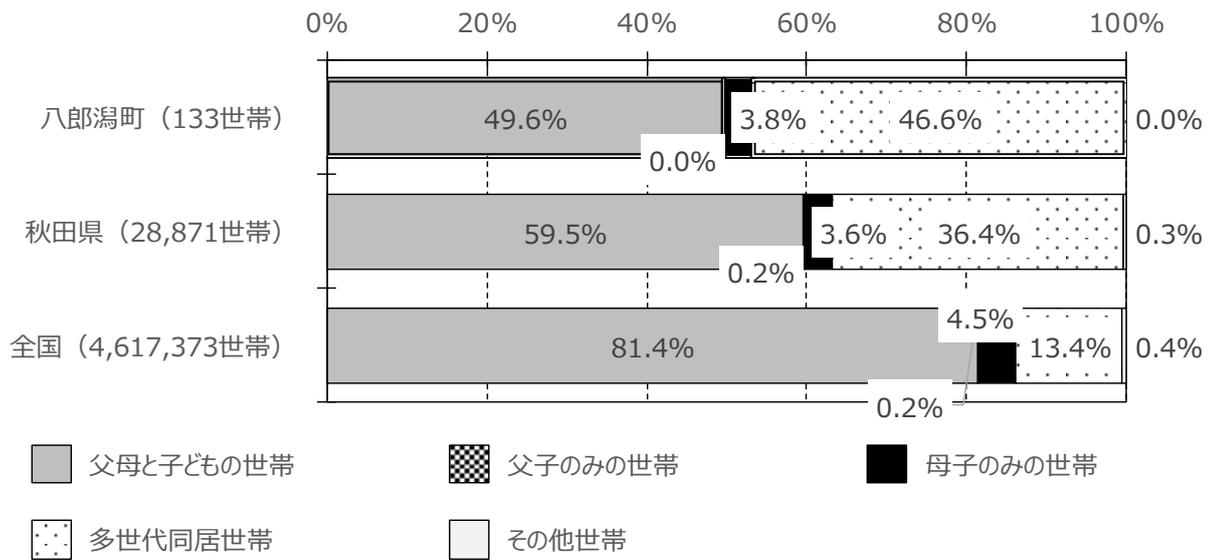
② 18歳未満の子どもがいる世帯の種類



18歳未満の子どもがいる世帯の種類をみると、本町では42.7%が多世代同居世帯（祖父母等との同居）となっており、国の平均（16.2%）よりも高く、県の平均（39.1%）とほぼ同水準となっています。

父子のみの世帯、母子のみの世帯をあわせてひとり親家庭は9.1%で、秋田県の8.6%よりもやや高く、全国の10.5%よりもやや低い水準となっています。また、父母と子どもの世帯は47.5%と国の平均（72.4%）よりも低い水準となっています。

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の種類

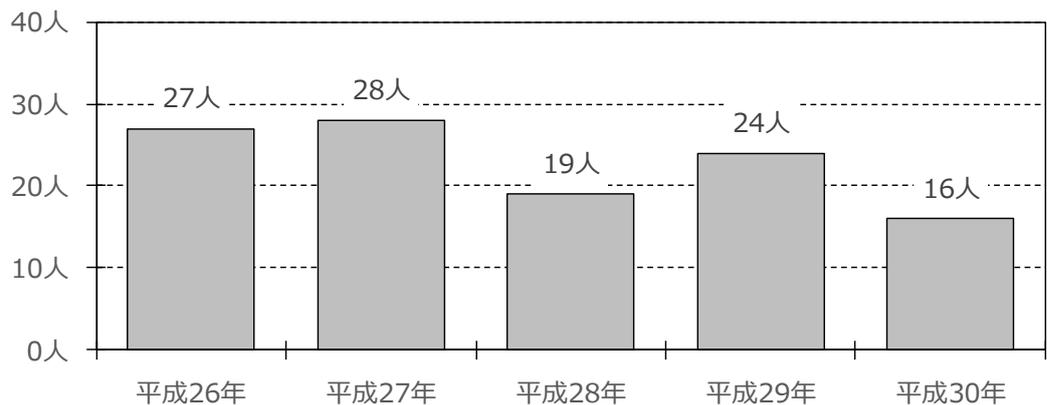


資料：国勢調査（平成 27 年）

6歳未満の子どもがいる世帯の種類をみると、本町では 46.6%が多世代同居世帯（祖父母等との同居）となっており、国の平均（13.4%）や、秋田県の平均（36.4%）よりも高い水準となっています。

父子のみの世帯、母子のみの世帯をあわせたひとり親家庭は 3.8%で、秋田県の平均（3.8%）と同水準で、国の平均（4.8%）よりもやや割合は低くなっています。また、父母と子どもの世帯は 49.6%で、国の平均（81.4%）や秋田県の平均（59.5%）よりも低い水準となっています。

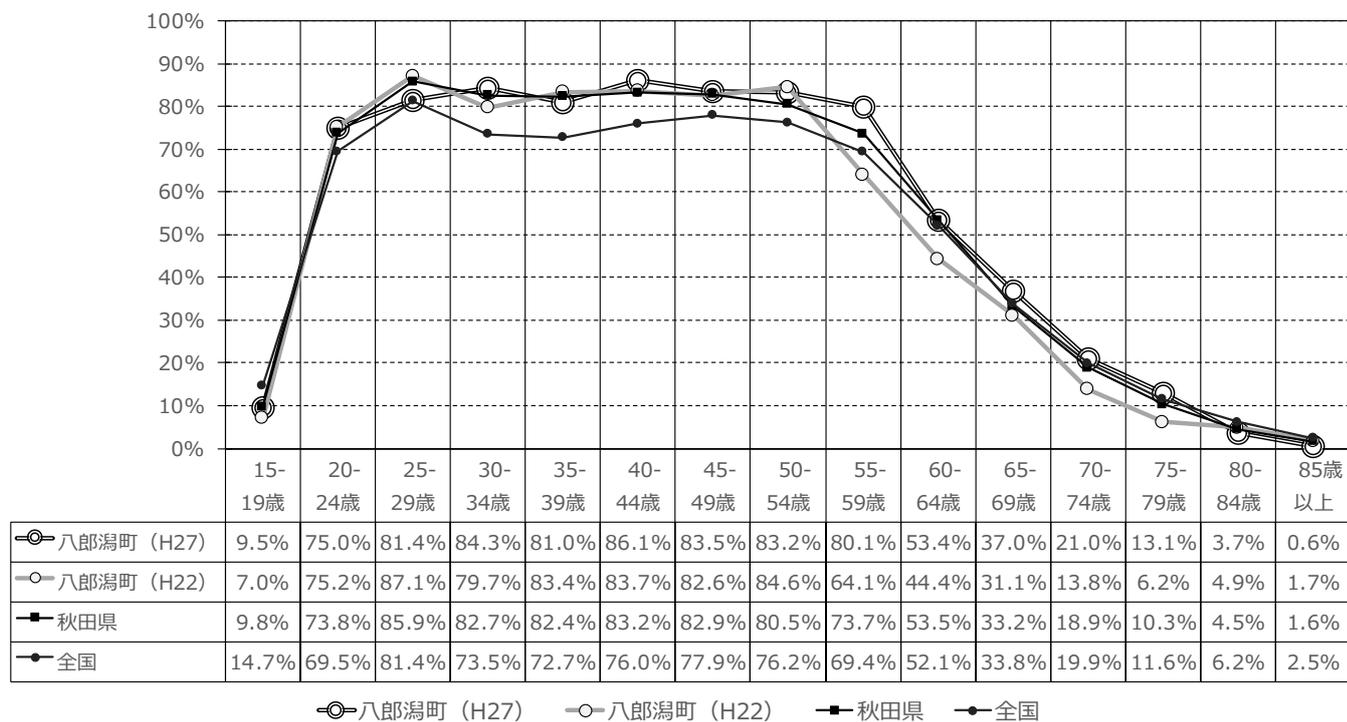
（4）出生数の推移



資料：町統計資料

出生数はばらつきはあるものの、平成 26、27、29 年と 20 人を超える水準となっていますが、平成 28、30 年は 20 人を下回る状況となっています。

(5) 女性の労働力率の状況



資料：国勢調査（平成27年、平成22年）

女性の労働力率をみると、本町の場合、20歳以降では35-39歳で81.0%とやや割合が低下し、その前後の30-34歳と40-44歳の割合が高くなるごくゆるやかなM字カーブを描いています。

平成22年に比べると、25-29歳の労働力率はやや低下し、30-34歳はやや上昇しています。また55歳から79歳までの労働力率も上昇しています。

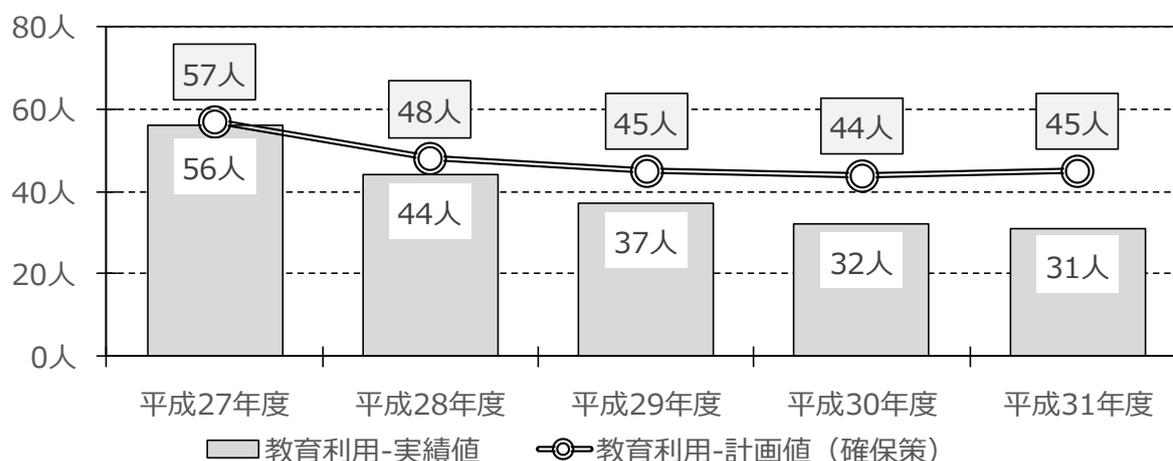
秋田県よりも25-29歳と55-59歳の労働力率はやや高いものの、ほぼ県と同様の傾向となっており、全国よりも30から59歳の労働力率は高くなっています。

2. 教育・保育事業の進捗状況

(1) 教育・保育事業の利用状況

平成31年度の事業実績については、まだ年度途中のため、暫定値となっています。

①教育利用での利用状況

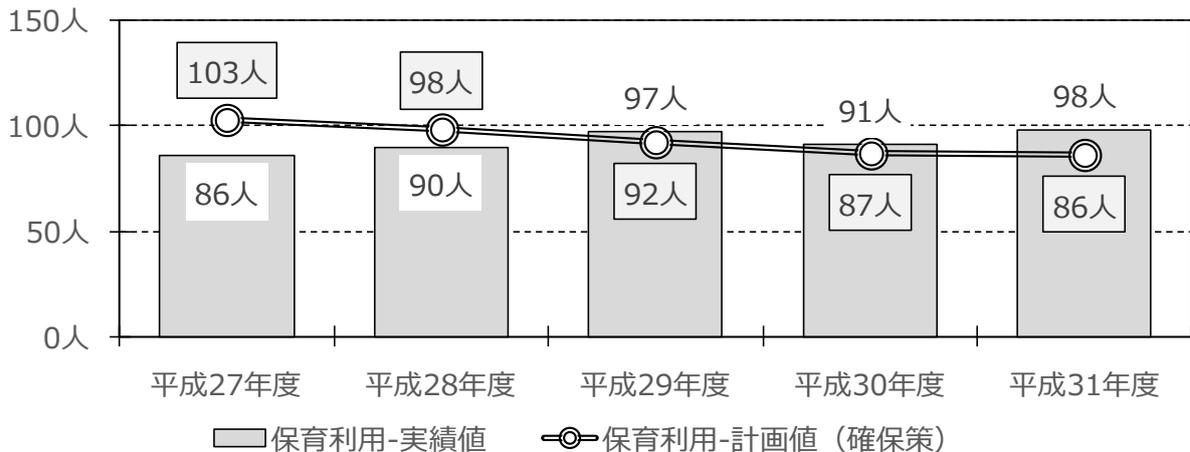


		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
教育利用	計画値(確保策)	57人	48人	45人	44人	45人
	実績値	56人	44人	37人	32人	31人
	実績値/計画値	98.2%	91.7%	82.2%	72.7%	68.9%

資料：町統計資料

特定教育・保育施設、確認を受けない幼稚園における教育利用の状況（3～5歳で1号認定もしくは2号認定を受け、教育利用を希望する者）をみると、第1期計画における計画値は平成27年度の57人から減少していくものと見込んでおり、実績値も平成27年度の56人から徐々に減少していますが、平成29年度以降は30人台と計画値よりも低い水準で推移しています。

②保育利用での利用状況



		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育利用	計画値 (確保策)	103人	98人	92人	87人	86人
	実績値	86人	90人	97人	91人	98人
	実績値/計画値	83.5%	91.8%	105.4%	104.6%	114.0%

資料：町統計資料

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業における保育利用の状況（3～5歳で2号認定を受け、保育利用を希望する者及び0～2歳で3号認定を受けた者）をみると、第1期計画における計画値は平成27年度の103人から減少していくものと見込んでいましたが、実績値は平成27年度の86人から徐々に増加し、平成29年度以降は90人台と計画値をやや上回る水準で推移しています。

③0～2歳の保育利用状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
満3歳未満児人口	推計人口	72人	73人	69人	65人	61人
	実績値	83人	89人	75人	66人	61人
量の見込み	計画値 (確保策)	58人	59人	56人	53人	51人
	実績値	43人	49人	47人	35人	39人
3歳未満児の保育利用率	計画値 (確保策)	80.6%	80.8%	81.2%	81.5%	83.6%
	実績値	51.8%	55.1%	62.7%	53.0%	63.9%

資料：町統計資料

0～2歳の保育利用の状況をみると、計画値では50人台を見込んでいましたが、実績値は計画値を下回る水準で推移しており、平成28年度の48人をピークにやや減少傾向にあります。

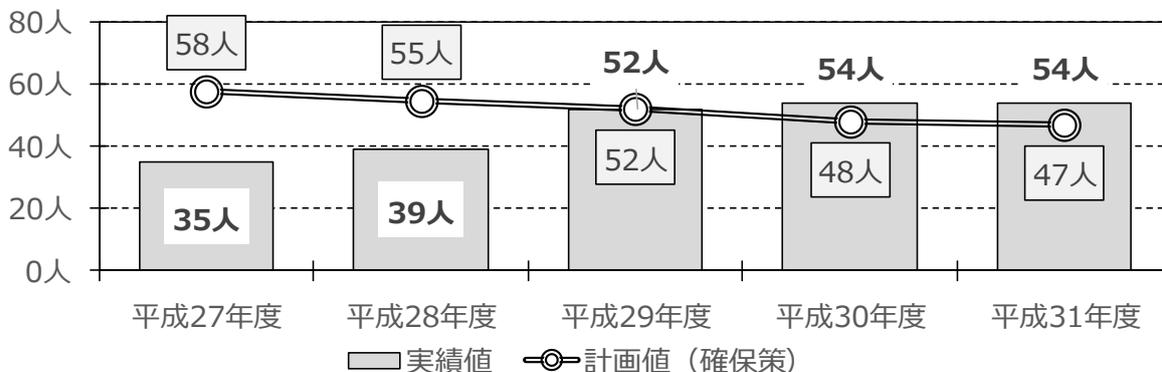
3歳未満児の保育利用率（満3歳未満人口に占める利用者数の割合）は、計画では8割台と見込んでいましたが、実績値は5～6割台で推移しています。

(2) 法定事業の利用状況

平成31年度の事業実績については、まだ年度途中のため、暫定値となっています。

①時間外保育事業（延長保育）

【利用量】



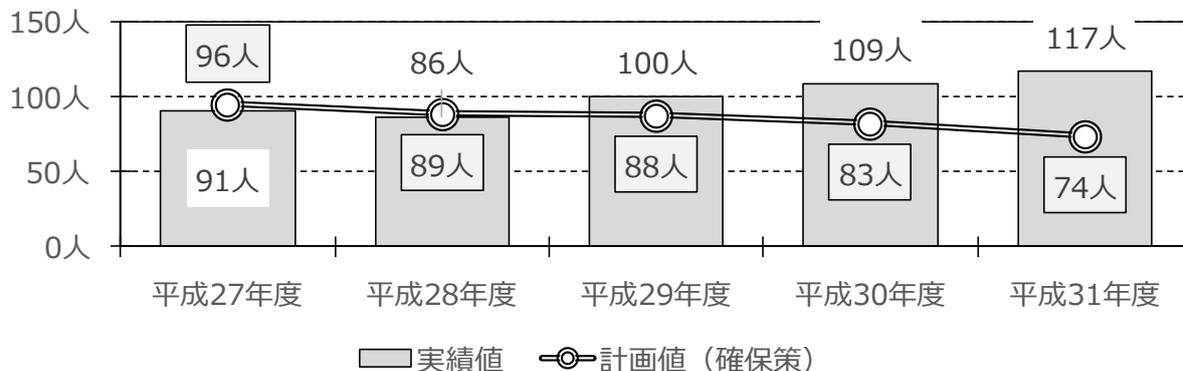
資料：町統計資料

時間外保育事業は計画値では50人前後の利用を見込んでおり、利用実績は平成29年度には計画値と同じく52人、平成30年度には54人となっています。

事業の提供箇所数は計画通り1か所となっています。

②学童保育（放課後児童クラブ）

【利用量】



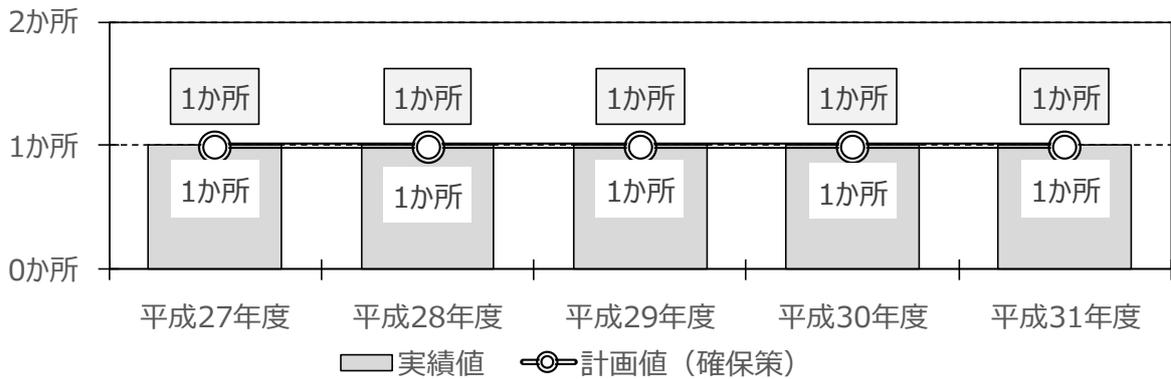
資料：町統計資料

学童保育（放課後児童クラブ）の利用状況を見ると、計画では平成27年度の96人から平成31年度の74人へと減少していくものと見込んでいましたが、利用実績は平成27年度の91人から増加傾向にあり、平成29年度以降は100人以上の利用となっています。

実施箇所数については計画通り2か所となっています。

③地域子育て支援拠点事業

【箇所数】

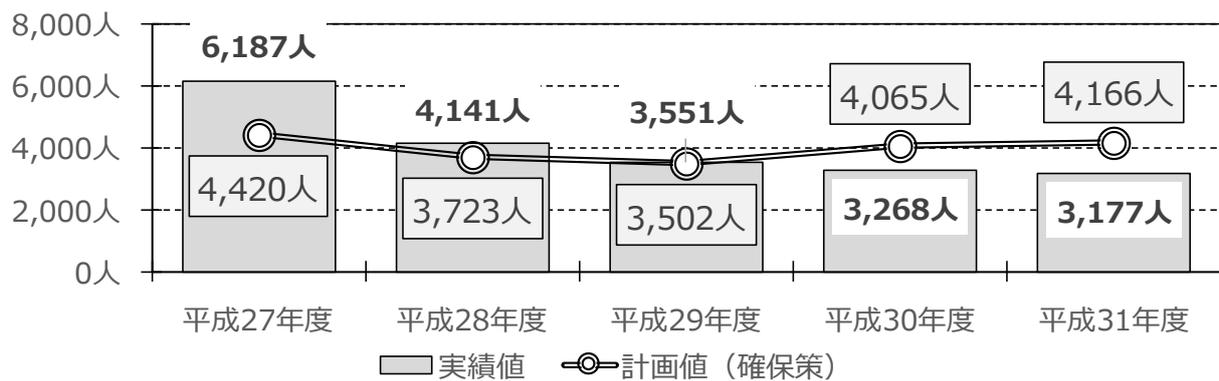


資料：町統計資料

地域子育て支援拠点事業については計画通り1か所で実施しています。

④一時預かり事業（在園児対象）

【利用量】



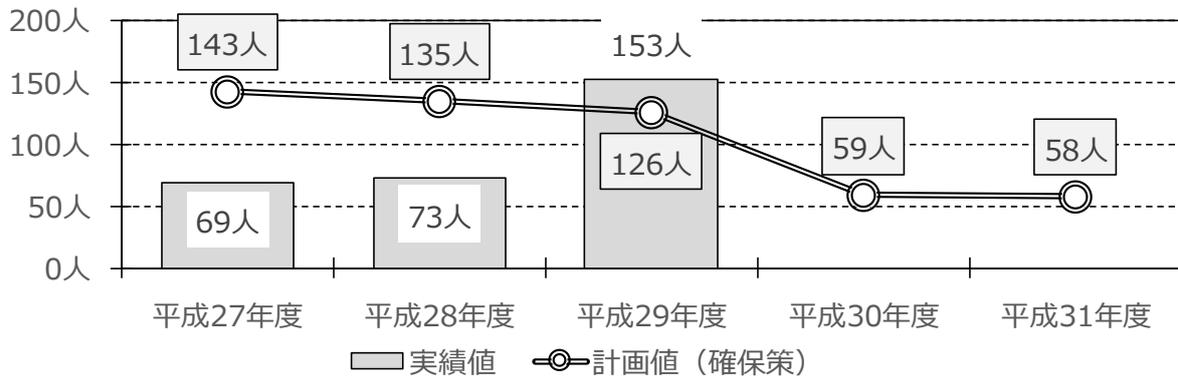
資料：町統計資料

幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業については平成27年度の4,420人から平成29年度の3,551人へと減少した後、再び増加していくものと見込んでいましたが、実績値は減少傾向にあり、平成30年度には計画値を下回り、3,268人となっています。

実施箇所数は計画通り1か所となっています。

⑤一時預かり事業（幼稚園以外等）

【利用量】



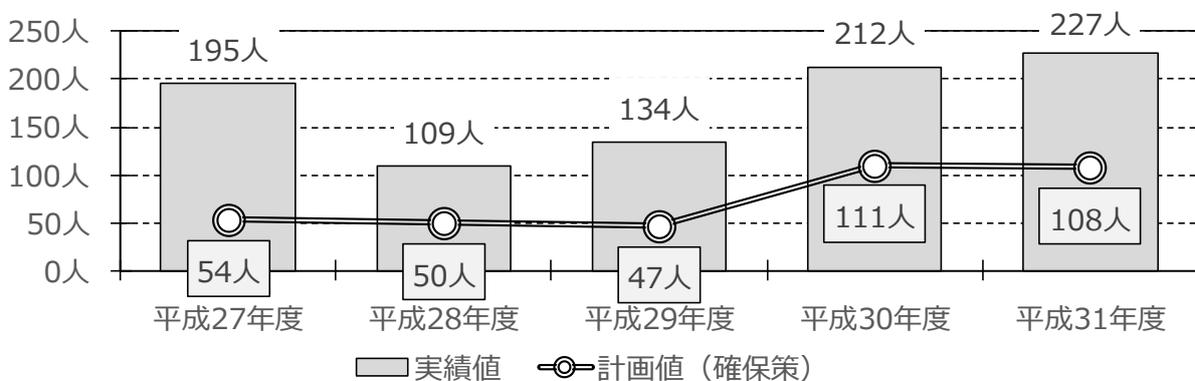
資料：町統計資料

幼稚園以外における一時預かり事業については、計画では平成27年度の143人から減少していくものと見込んでいました。利用実績は平成29年度には153人と計画値を上回っているものの、平成27、28年度は70人前後と計画の半分程度となっています。

実施箇所数については平成29年度までは計画値通り1か所となっています。

⑥病児・病後児保育事業

【利用量】

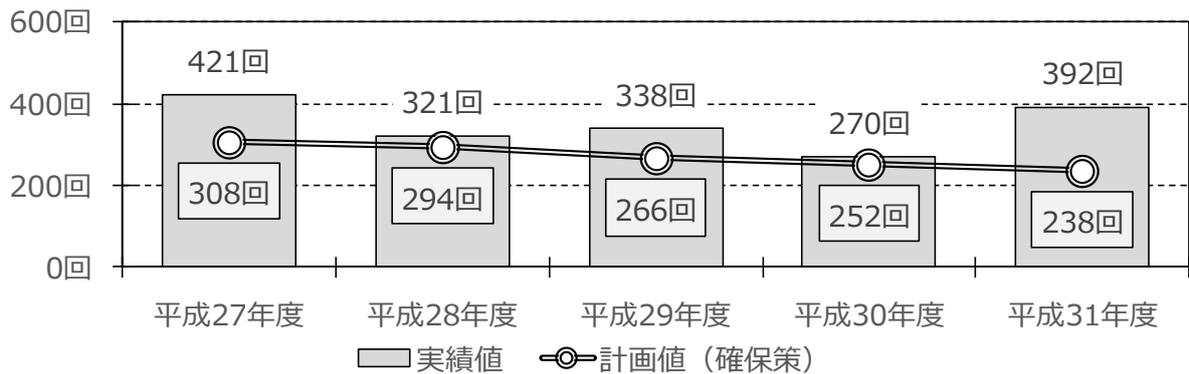


資料：町統計資料

病児・病後児保育事業については平成27年度の54人から平成29年度にかけてやや減少した後、100以上に増加していくものと見込んでいました。実績は平成30年度には212人と平成28年度以降は増加傾向にあり、計画値を上回る水準で推移しています。

事業の実施箇所数は計画通り1か所となっています。

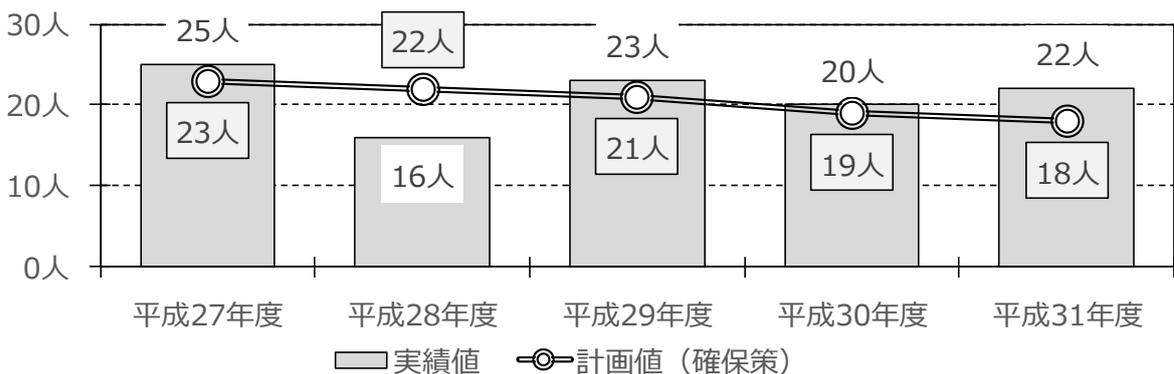
⑦妊婦健康診査事業



資料：町統計資料

妊婦健康診査事業については、平成27年度の308回から、平成31年度の238回へと減少していくものと見込んでいました。実績も減少傾向にあるものの、平成27年度は421回、平成30年度には270回と計画値を上回る水準で推移しています。

⑧乳児家庭全戸訪問事業



資料：町統計資料

乳児家庭全戸訪問事業については、平成27年度の23人から、平成31年度の18人へとやや減少していくものと見込んでいました。実績は年度によるばらつきはあるものの、概ね20人台で推移しています。

⑨地域子ども・子育て支援事業（法定事業）の進捗評価

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
時間外保育事業（延長保育）	提供量	計画値（確保策）	58人	55人	52人	48人	47人
		実績値	35人	39人	52人	54人	54人
		実績値/計画値	60.3%	70.9%	100.0%	112.5%	114.9%
	箇所数	計画値（確保策）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値/計画値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
放課後児童健全育成事業	提供量	計画値（確保策）	96人	89人	88人	83人	74人
		実績値	91人	86人	100人	109人	117人
		実績値/計画値	94.8%	96.6%	113.6%	131.3%	158.1%
	箇所数	計画値（確保策）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		実績値	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		実績値/計画値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
地域子育て支援拠点事業	箇所数	計画値（確保策）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値/計画値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）	提供量	計画値（確保策）	4,420人	3,723人	3,502人	4,065人	4,166人
		実績値	6,187人	4,141人	3,551人	3,268人	3,177人
		実績値/計画値	140.0%	111.2%	101.4%	80.4%	76.3%
	箇所数	計画値（確保策）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値/計画値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
一時預かり（幼稚園以外）	提供量	計画値（確保策）	143人	135人	126人	59人	58人
		実績値	69人	73人	153人		
		実績値/計画値	48.3%	54.1%	121.4%	0.0%	0.0%
	箇所数	計画値（確保策）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値	1か所	1か所	1か所		
		実績値/計画値	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
病児・病後児保育事業	提供量	計画値（確保策）	54人	50人	47人	111人	108人
		実績値	195人	109人	134人	212人	227人
		実績値/計画値	361.1%	218.0%	285.1%	191.0%	210.2%
	箇所数	計画値（確保策）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値/計画値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
妊婦健康診査事業		計画値（確保策）	308回	294回	266回	252回	238回
		実績値	421回	321回	338回	270回	392回
		実績値/計画値	136.7%	109.2%	127.1%	107.1%	164.7%
乳児家庭全戸訪問事業		計画値（確保策）	23人	22人	21人	19人	18人
		実績値	25人	16人	23人	20人	22人
		実績値/計画値	108.7%	72.7%	109.5%	105.3%	122.2%

資料：町統計資料

地域子ども・子育て支援事業（法定事業）については計画値に準じた利用実績で推移している事業もありますが、期間を通じて計画値と利用実績が大きく乖離しているものや、直近で計画値との乖離が大きくなっているものなどがあります。

今後は個々の利用の実績、特に直近の利用実績の推移などを踏まえて、実情に即した利用量を見込んでいくことが必要と思われる。

3. 第1期計画の進捗状況

(1) 第1期計画の計画記載事業

基本目標1：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進	
1-1：施設型給付	
	1) 保育園
	2) 幼稚園
	3) 認定こども園への取り組みの検討
基本目標2：地域子ども・子育て支援事業の推進	
2-1：通所系事業	
	1) 延長保育事業
	2) 休日保育事業
	3) 一時預かり事業
	4) 学童保育（放課後児童健全育成事業）
2-2：訪問系事業	
	1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
2-3：相談支援	
	1) 地域子育て支援センター事業
2-4：その他の事業	
	1) 妊婦健康診査
基本目標3：仕事と生活の調和の促進	
3-1：就労促進	
	1) 一般事業主行動計画策定の推進
	2) 男女雇用機会均等法、育児・介護休養法及び育児休業等休暇制度の推進
	3) 各種支援施策の周知
基本目標4：その他の支援事業の推進	
4-1：子育て情報の効果的な提供	
	1) 町の子育て支援事業に関する情報提供・相談・助言及び利用のあっせん等の実施
4-2：妊婦健診	
	1) 妊産婦に対する保健師の家庭訪問指導等
4-3：障がい児支援の推進	
	1) 障がいの早期発見、早期対応
	2) 特別支援教育の充実
4-4：発達障害支援	
	1) 発達障害支援
	2) 学校生活支援員配置事業
4-5：ひとり親家庭等の自立支援の推進	
	1) 児童扶養手当支給事業
	2) 母子・父子家庭医療費助成事業
4-6：児童虐待防止	
	1) 要保護児童対策地域協議会活動の推進
	2) 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の開催
	3) 要保護児童対策に関わる職員の質の向上
4-7：子育て家庭に対する経済的支援	
	1) 子育て家庭・ひとり親家庭への経済的支援
	2) 各種経済的支援制度の周知

(2) 計画記載事業の実施状況

現行計画においては、26の事業・取り組みが掲載されており、そのうち2事業が統合されて1つの新規事業が開始されます。

基本目標1：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

1-1：施設型給付

1) 保育園

2) 幼稚園

保育園、幼稚園の2事業が整理されて、新しく幼保連携型認定こども園が令和2年度から開始されます。

基本目標1：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

1-1：施設型給付

幼保連携型認定こども園

【事業概要】

教育・保育施設において、適切な集団規模で保育と幼児教育の一体的な提供を図るため、社会福祉法人秀麗会を公私連携法人に指定し、令和2年度に公私連携幼保連携型認定こども園を開園します。

(3) 実施事業の進捗評価

現行計画に記載されている事業のうち、現時点までに実施されている26の事業について、各事業の担当課による自己評価を行ったところ、25の事業は概ね予定通り（以下の評価基準の1、2の評価）に事業を行うことができたと評価されています。

【自己評価の基準】

1. 100%（予定通り）/ 2. 80-100%（概ね予定通り）/ 3. 60-80%（やや予定した内容に満たない）/ 4. 40-60%（予定の半分程度）/ 5. 40%未満（あまり進んでいない）

「5. 40%未満（あまり進んでいない）」と評価された事業

基本目標2：地域子ども・子育て支援事業の推進

2-1：通所系事業

3) 一時預かり事業

平成29年度以降、事業委託先である八郎潟保育園では、通常の在園児の保育を充実させるため一時預かり事業専任の保育士を配置しないこととし、補助事業としての一時預かり事業は休止状態となっています。（八郎潟保育園では、平成29年度以降は自主事業として一時預かり事業を継続しています。）

4. 子ども・子育て支援ニーズ調査結果のポイント

(1) 調査の概要

①調査の目的

子ども・子育て支援事業計画の改訂に向けた基礎資料とするため、就学前児童及び小学生児童の保護者に対して、教育・保育事業の利用状況や今後の利用意向などについて本調査を実施しました。

②調査の実施状況

<調査期間>

平成 30 年 11～12 月

<調査方法>

○就学前児童調査

アンケート調査票を幼稚園、保育園等で直接配布・回収。郵送による配布・回収。

○小学生調査

アンケート調査票を小学校で直接配布・回収。

<調査対象>

○就学前児童調査

就学前児童を持つ保護者：121 人

○小学生調査

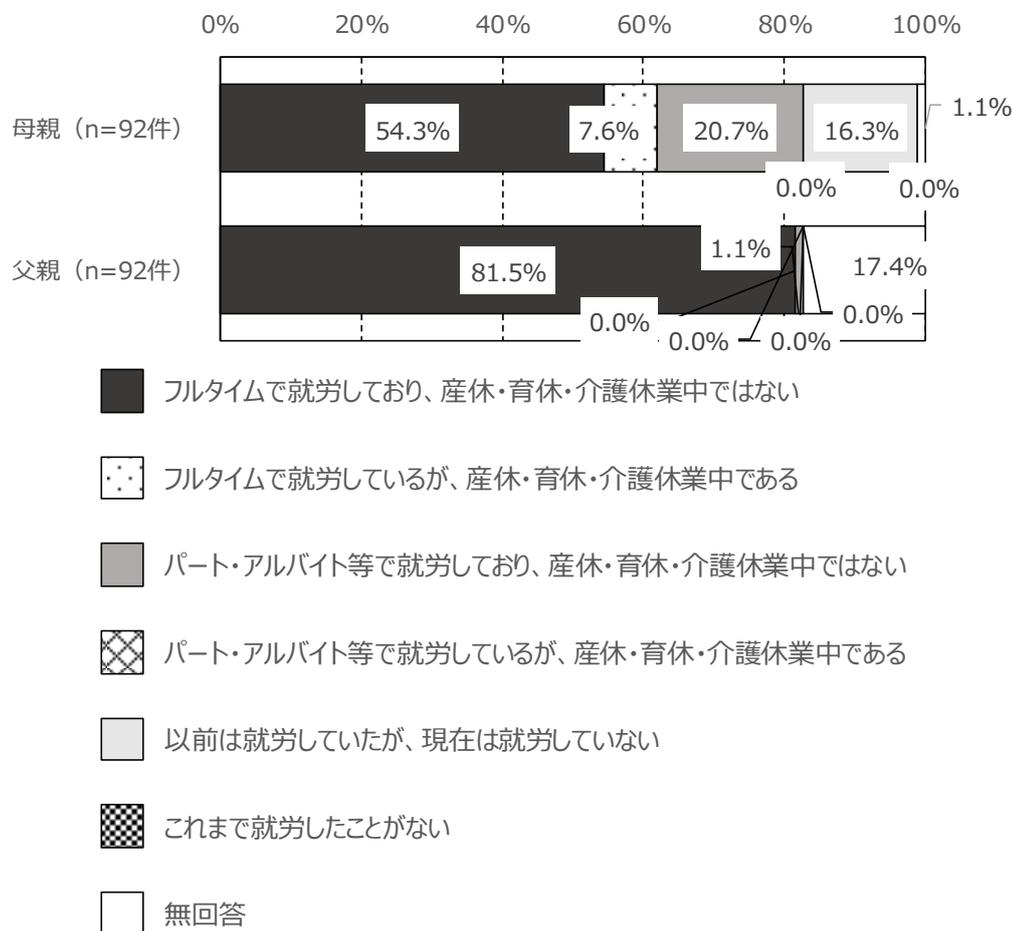
小学生児童を持つ保護者：164 人

<回収状況>

調査種別	発送数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童調査	121 票	92 票	76.0%
②小学生調査	164 票	141 票	86.0%

(2) 就学前調査結果のポイント

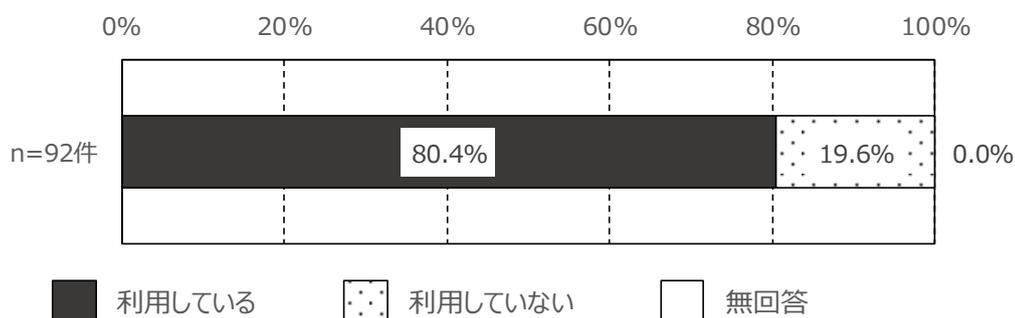
①保護者の就労状況



母親の 54.3%、父親の 81.5%は「フルタイムで就労しており、産休・介護休業中ではない」としています。また母親では 20.7%が「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」としています。

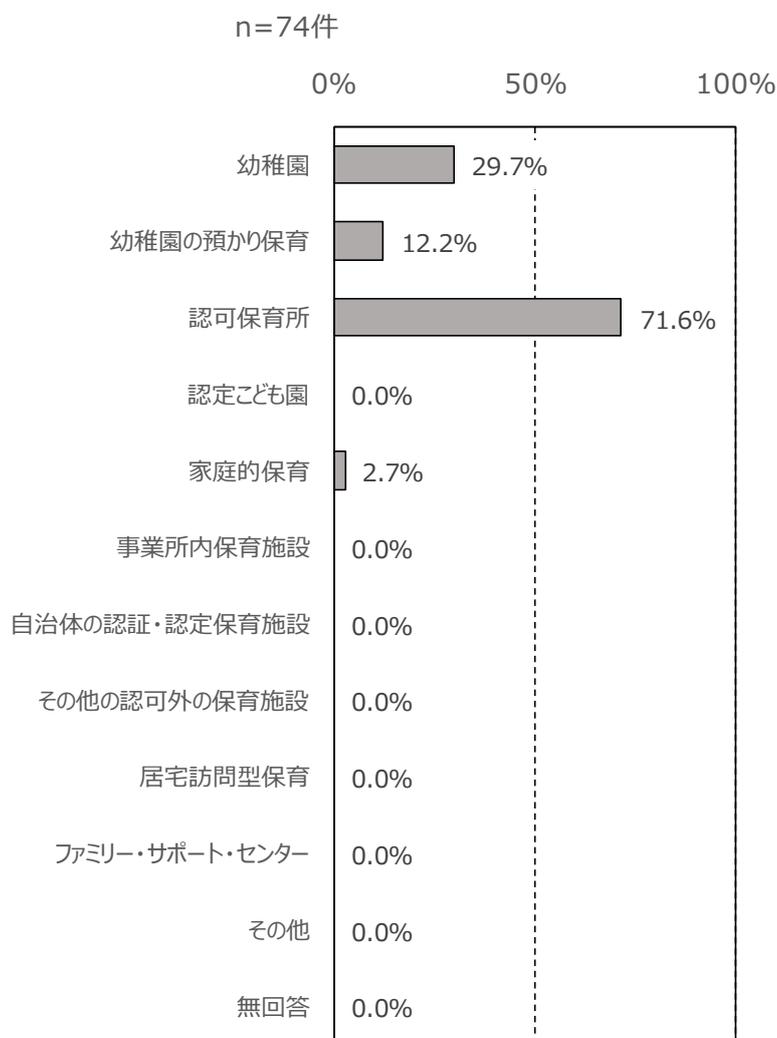
②平日の定期的な教育・保育事業の利用

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



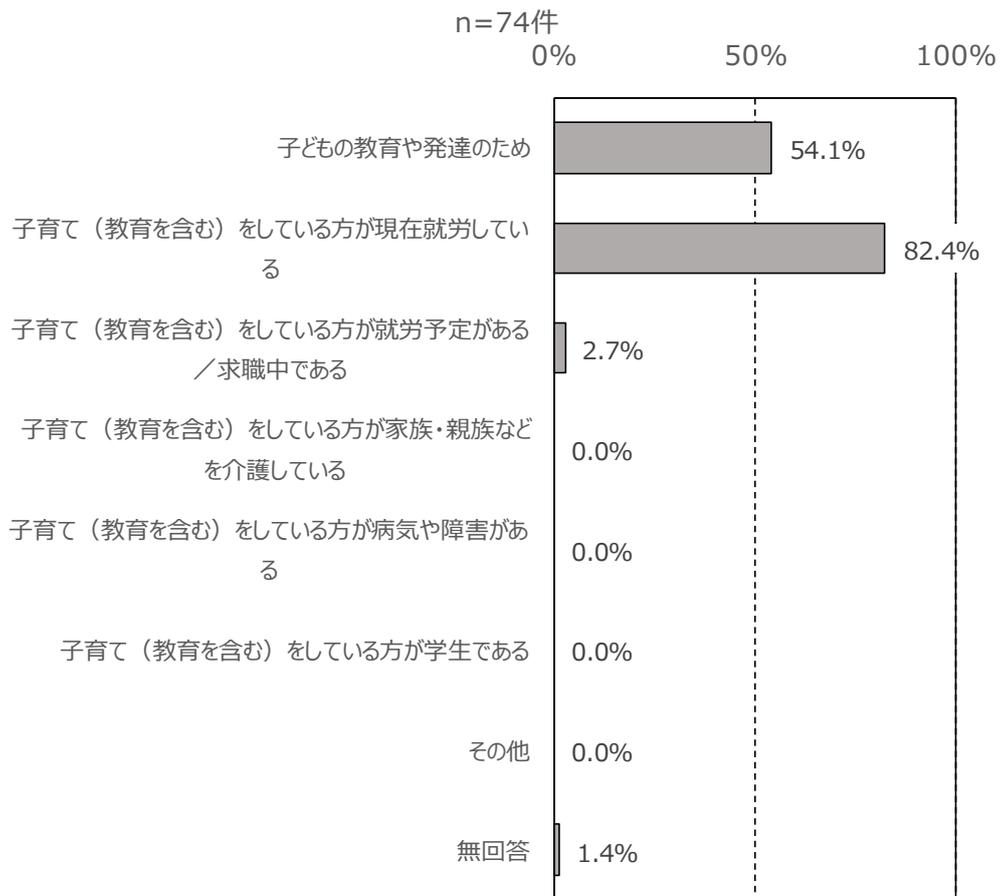
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況を見ると、「利用している」が 80.4%、「利用していない」が 19.6%となっています。

■利用している平日の定期的な教育・保育事業



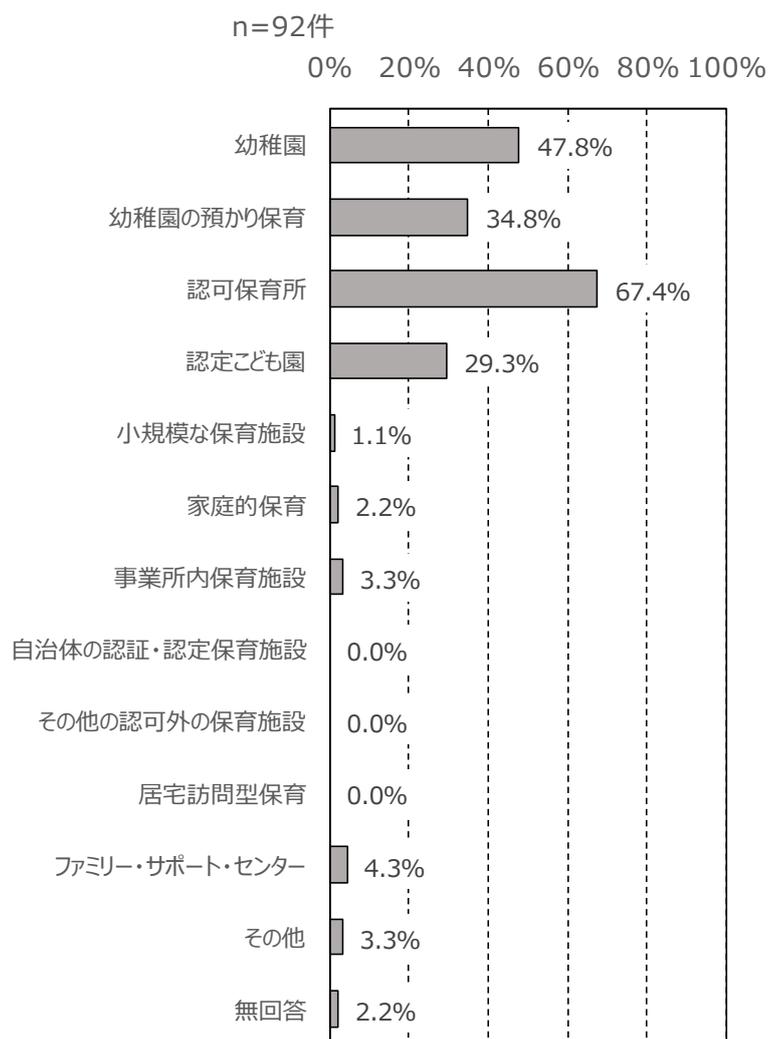
平日に定期的にご利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が 71.6%でもっとも多く、「幼稚園」が 29.7%となっています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用理由



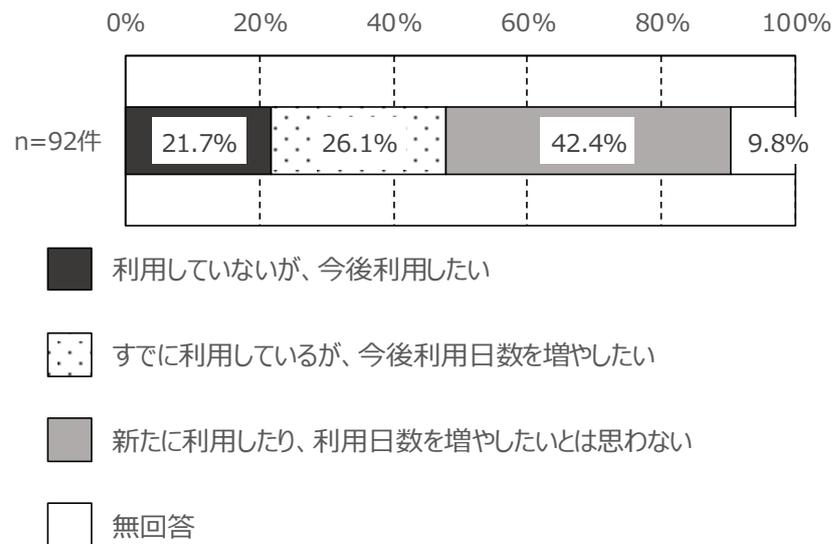
平日に定期的に教育・保育事業を利用している理由としては、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が 82.4%、「子どもの教育や発達のため」が 54.1%となっています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望



平日に定期的にご利用したい教育・保育事業としては、「認可保育所」が 67.4%と7割近くを占め、「幼稚園」が 47.8%となっています。

③地域子育て支援拠点事業の利用意向

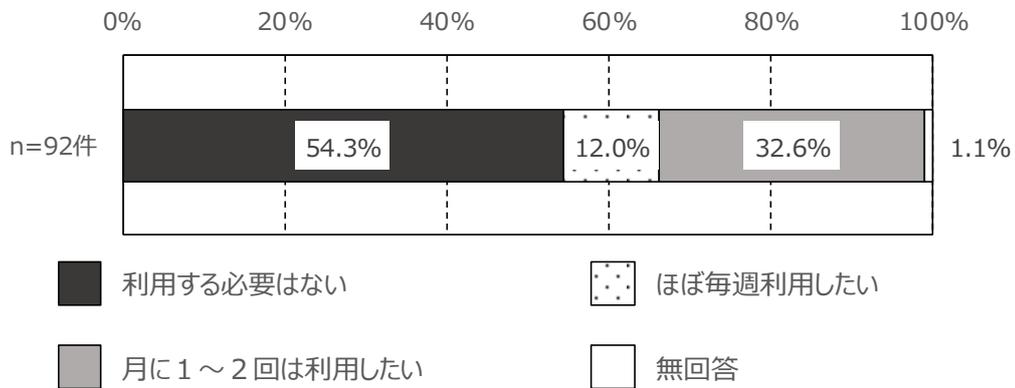


地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向は、42.4%が「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」としています。

「利用していないが、今後利用したい」は 21.7%となっています。

④土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望

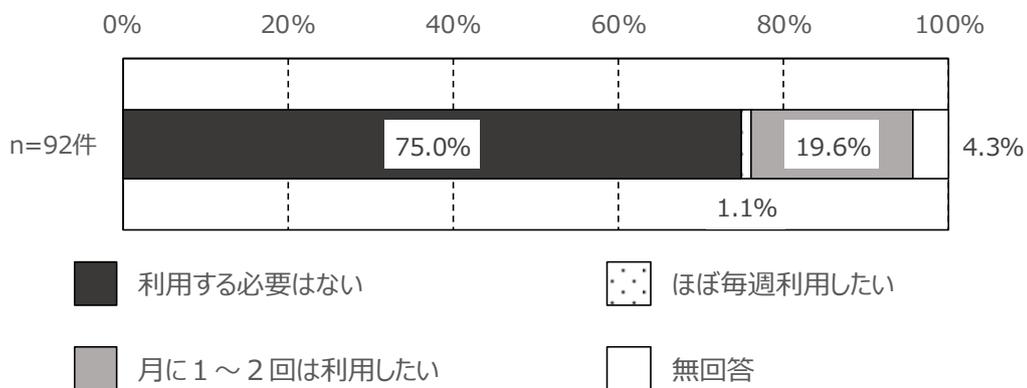
【土曜】



土曜の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」が54.3%と半数を超えています。

「ほぼ毎週利用したい」（12.0%）、「月に1～2回は利用したい」（32.6%）をあわせると、土曜の利用希望は44.6%となっています。

【日曜・祝日】

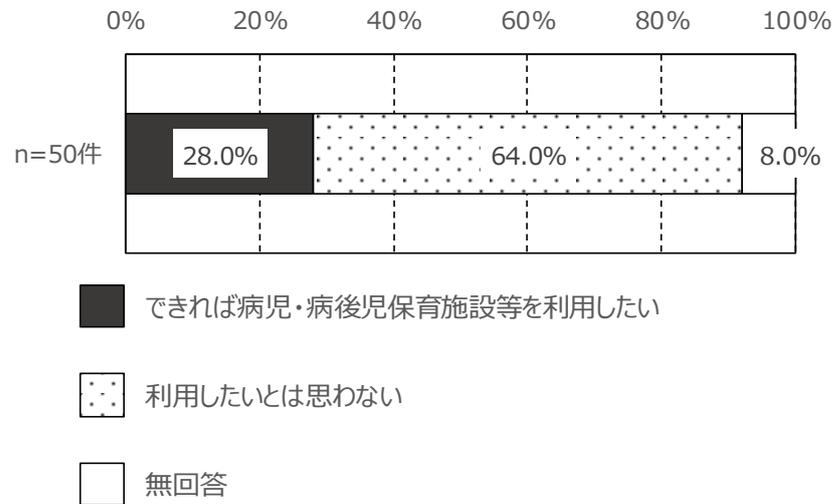


日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」が75.0%と7割以上を占めています。

「ほぼ毎週利用したい」（1.1%）、「月に1～2回は利用したい」（19.6%）をあわせると日曜・祝日の利用希望は20.7%となっています。

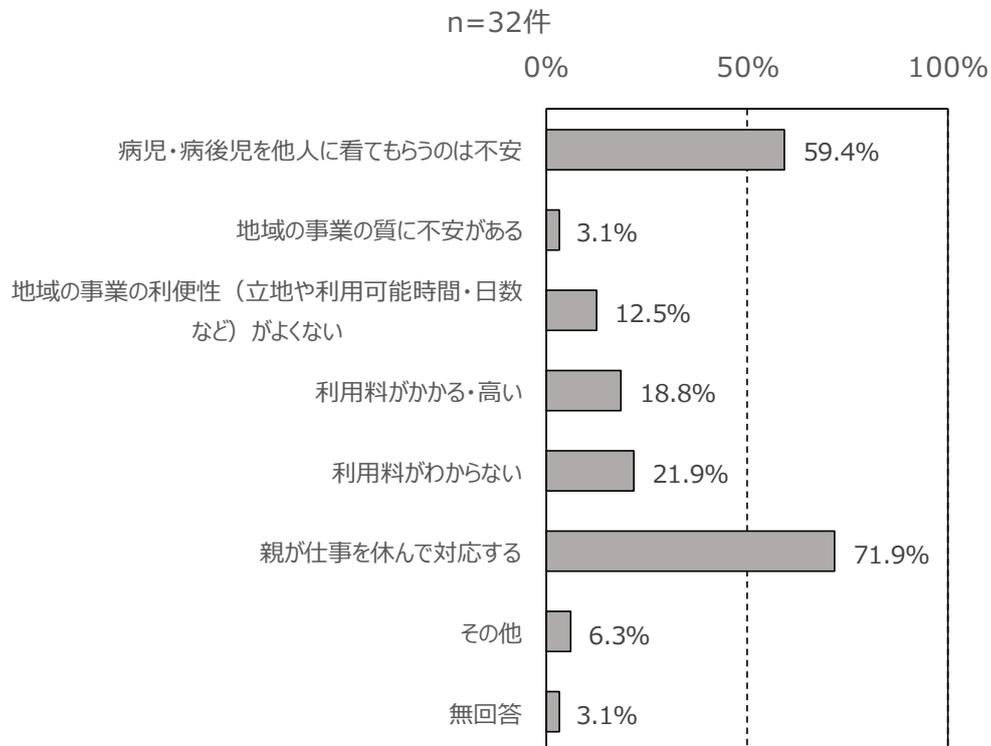
⑤病児・病後児のための保育施設等の利用意向

【利用意向】



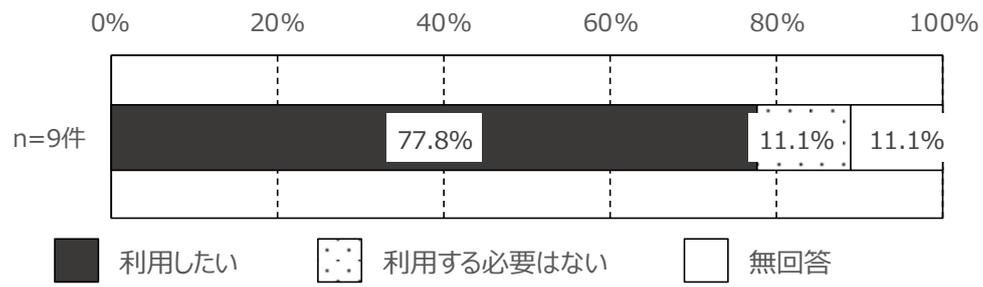
病児・病後児保育施設等の利用については、64.0%は「利用したいとは思わない」としています。「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は28.0%となっています。

【利用したくない理由】



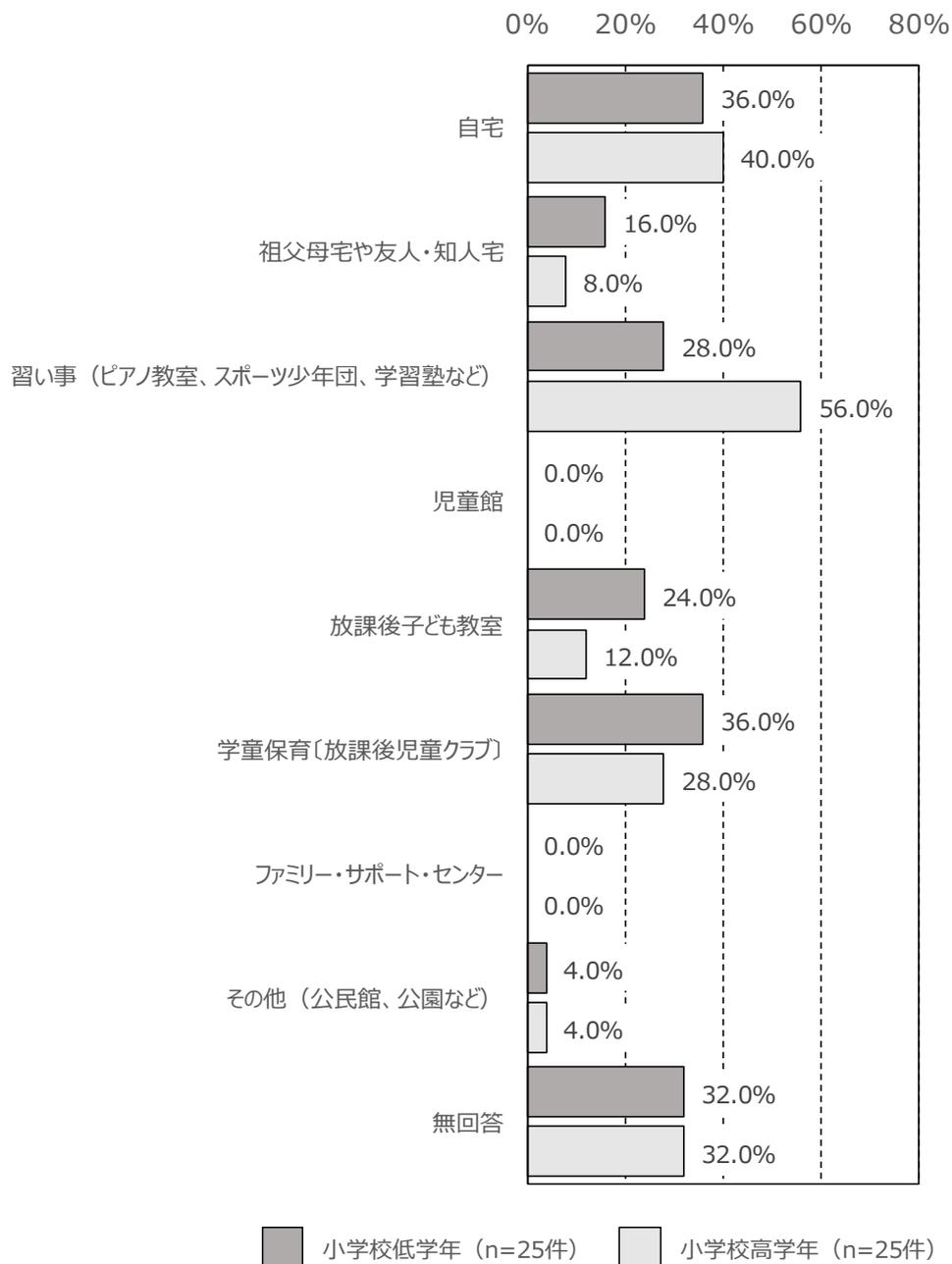
病児・病後児のための保育施設等の利用意向で「利用したいとは思わない」と回答者の利用したくない理由をみると、「親が仕事を休んで対応する」（71.9%）、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」（59.4%）への回答が多くなっています。

⑥ 不定期の教育・保育事業の利用意向



不定期の教育・保育事業の利用意向みると、「利用したい」が 77.8%となっています。

⑦小学校就学後の放課後の過ごし方の希望



5歳以上の子どもの小学生になってからの放課後の過ごし方の希望をみると、小学校低学年では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」への回答が36.0%となっていますが、小学校高学年では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」への回答は28.0%で、「習い事」への回答が56.0%を占めています。

⑧町の取り組みについて

【満足度と重要度の関係】

主な取り組み	
①施設・環境（園舎・園庭・遊具など）	⑧悩み事などへの相談対応
②職員等の配置（人員体制）	⑨保護者の要望、意見への対応
③子どもへの接し方・日常の遊び（保育内容）	⑩利用者間のネットワークづくり
④行事（保育参観・運動会など）	⑪安全対策・衛生対策
⑤食事（給食・弁当）	⑫預かり保育・延長保育事業
⑥病気やけがのときの対応	⑬地域子育て支援拠点事業
⑦保護者への情報伝達（メール配信事業など）	

子ども・子育て支援に関わる町の主な取り組みについて、①満足度と②重要度に対する回答を以下のよう
に得点化して、満足度と重要度の関係について整理しました。

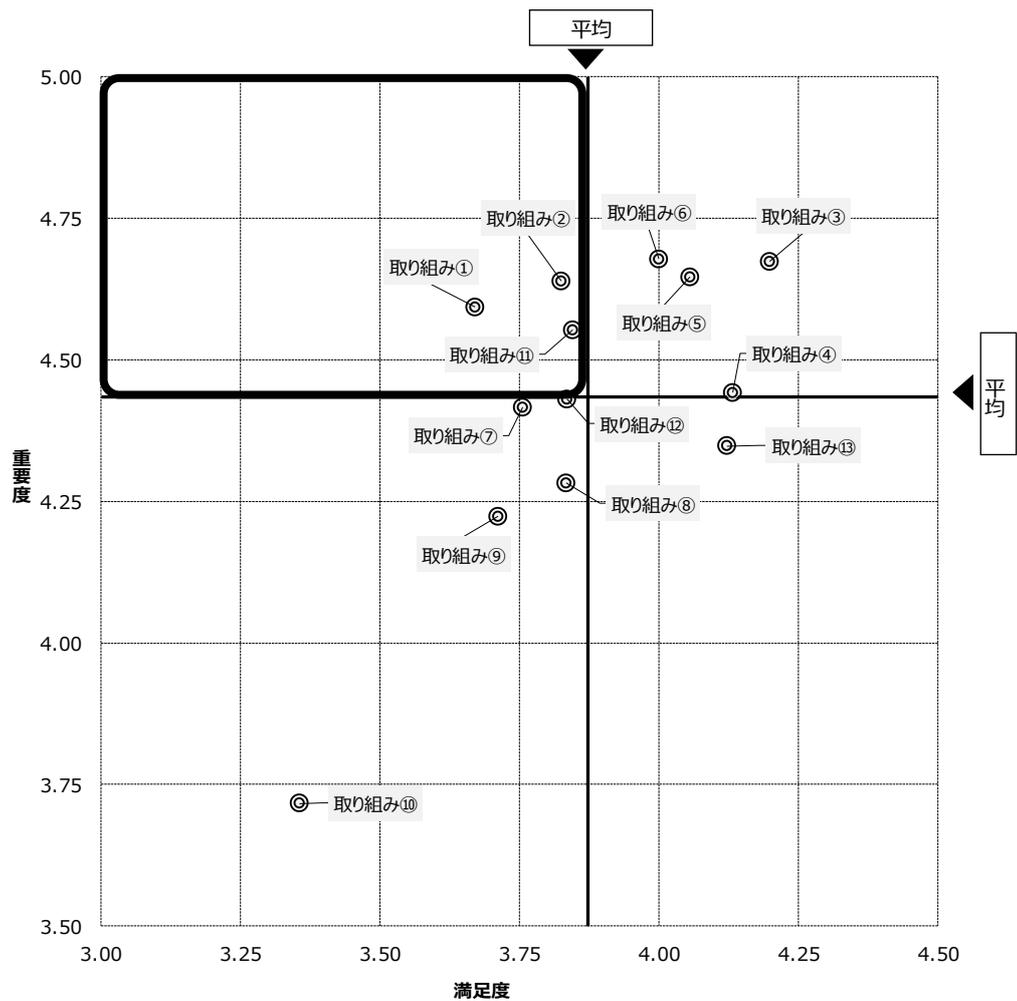
【①満足度】

満足＝5点、やや満足＝4点、どちらともいえない＝3点、やや不満＝2点、不満＝1点

【②重要度】

重要＝5点、やや重要＝4点、どちらともいえない＝3点、あまり重要ではない＝2点、重要ではない＝1点

○①満足度と②重要度について、横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主要
施策ごとの満足度と重要度の関係を整理したものが次のプロット図です。



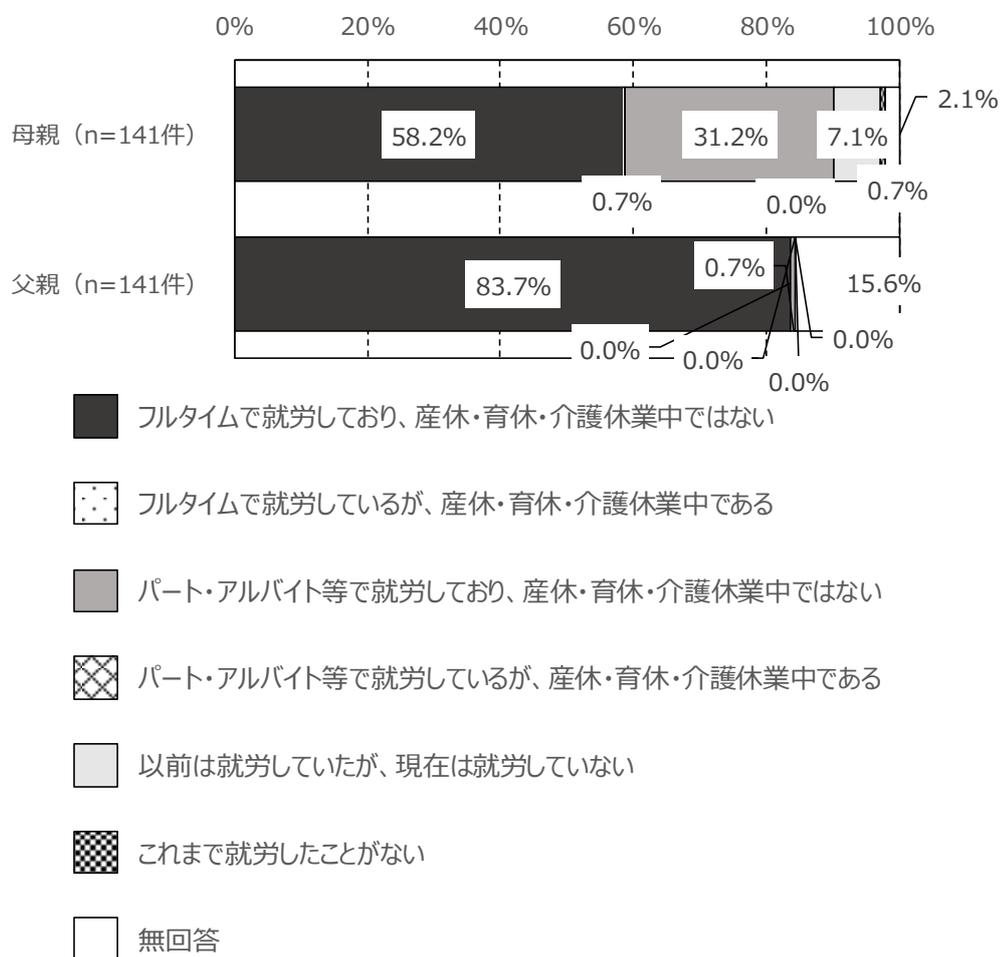
子ども・子育て支援に関する町の主な取り組みについて満足度と重要度を整理すると、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い課題領域に該当するものは、以下の通りとなっています。

- ①施設・環境（園舎・園庭・遊具など）
- ②職員等の配置（人員体制）
- ①安全対策・衛生対策

課題領域に該当する取り組みについては最優先で改善を図り、満足度を高めていくことが必要だと考えられます。

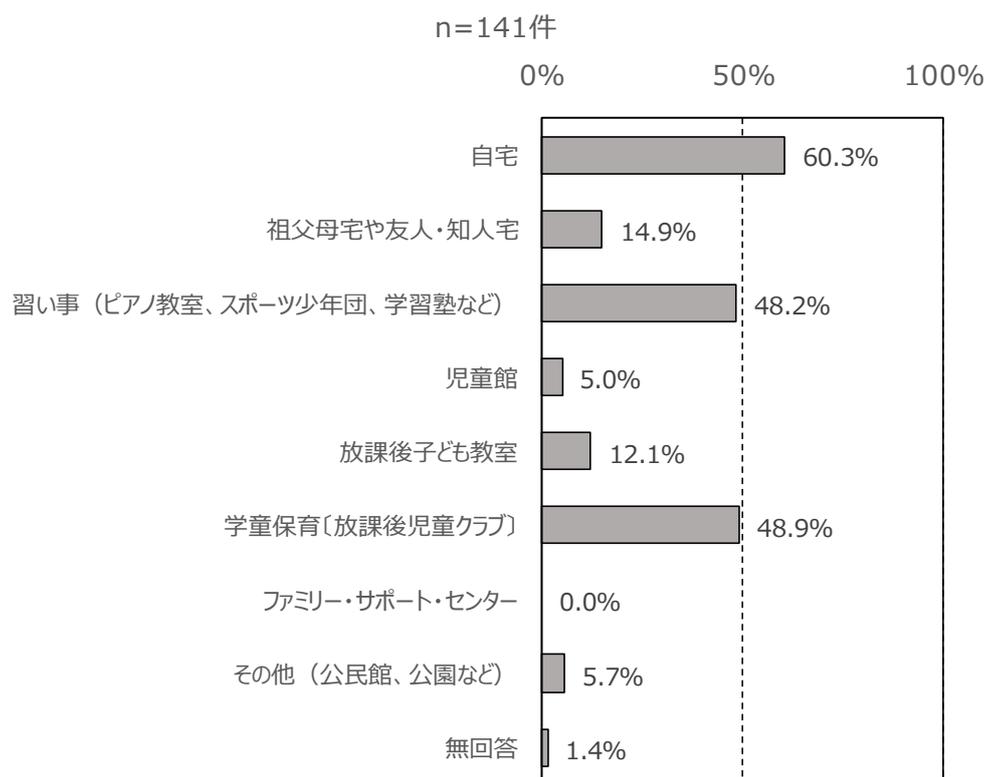
(3) 小学生調査結果のポイント

①保護者の就労状況



母親の 58.2%、父親の 83.7%は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」として
います。また母親では 31.2%が「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と
しています。

②放課後の過ごし方の希望



小学生の放課後の過ごし方の希望をみると、回答があった中では、「自宅」が 60.3%でもっとも多く、ついで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が 48.9%、「習い事 (ピアノ教室、スポーツ少年団、学習塾など)」が 48.2%となっています。

<属性別にみた回答傾向>

		n	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事 (ピアノ教室、スポーツ少年団、学習塾など)	児童館	放課後子ども教室	学童保育〔放課後児童クラブ〕	ファミリー・サポート・センター	その他 (公民館、公園など)	無回答
全体		100.0%	60.3%	14.9%	48.2%	5.0%	12.1%	48.9%	0.0%	5.7%	1.4%
		141件	85件	21件	68件	7件	17件	69件	0件	8件	2件
子どもの学年	1年生	100.0%	51.6%	16.1%	29.0%	6.5%	9.7%	64.5%	0.0%	12.9%	0.0%
		31件	16件	5件	9件	2件	3件	20件	0件	4件	0件
	2年生	100.0%	51.9%	14.8%	51.9%	0.0%	18.5%	85.2%	0.0%	0.0%	0.0%
		27件	14件	4件	14件	0件	5件	23件	0件	0件	0件
	3年生	100.0%	41.7%	25.0%	54.2%	8.3%	16.7%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		24件	10件	6件	13件	2件	4件	12件	0件	0件	0件
	4年生	100.0%	80.0%	0.0%	66.7%	0.0%	6.7%	40.0%	0.0%	6.7%	0.0%
		15件	12件	0件	10件	0件	1件	6件	0件	1件	0件
5年生	100.0%	66.7%	13.3%	60.0%	6.7%	6.7%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	15件	10件	2件	9件	1件	1件	6件	0件	0件	0件	
6年生	100.0%	85.2%	14.8%	48.1%	7.4%	11.1%	3.7%	0.0%	11.1%	3.7%	
	27件	23件	4件	13件	2件	3件	1件	0件	3件	1件	

子どもの学年別にみると、回答のあった中では「学童保育〔放課後児童クラブ〕」の利用意向は3年生が 85.2%でもっとも割合が高く、学年が上がるほど利用意向は低くなっています。

③町の取り組みについて

【満足度と重要度の関係】

主な取り組み	
①施設・環境（校舎・校庭・遊具など）	⑧悩み事などへの相談対応
②職員等の配置（人員体制）	⑨保護者の要望、意見への対応
③子どもへの接し方	⑩利用者間のネットワークづくり
④行事（授業参観・運動会など）	⑪安全対策・衛生対策
⑤食事（給食・弁当）	⑫学童保育
⑥病気やけがのときの対応	⑬家庭教育の支援
⑦保護者への情報伝達（メール配信事業など）	

子ども・子育て支援に関わる町の主な取り組みについて、①満足度と②重要度に対する回答を以下のよう
に得点化して、満足度と重要度の関係について整理しました。

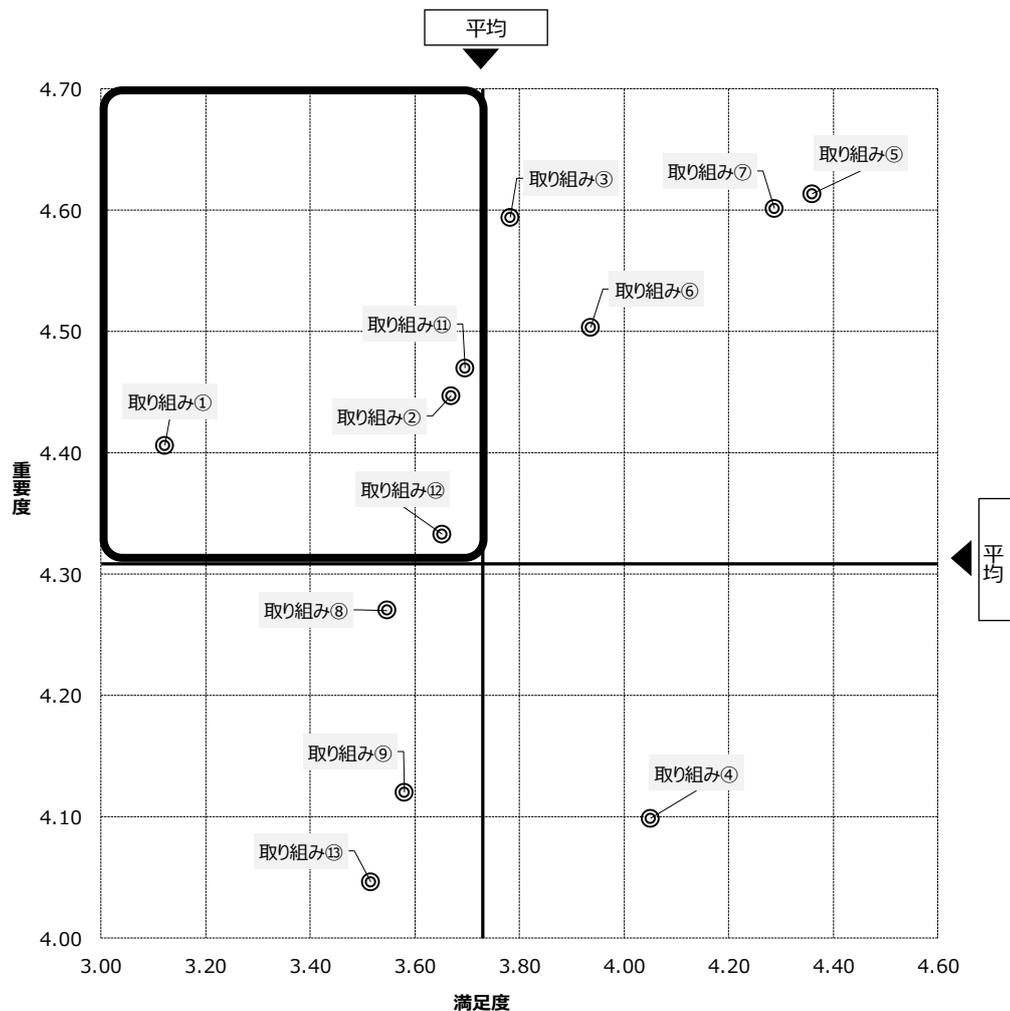
【①満足度】

満足＝5点、やや満足＝4点、どちらともいえない＝3点、やや不満＝2点、不満＝1点

【②重要度】

重要＝5点、やや重要＝4点、どちらともいえない＝3点、あまり重要ではない＝2点、重要ではない＝1点

○①満足度と②重要度について、横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主要
施策ごとの満足度と重要度の関係を整理したものが次のプロット図です。



子ども・子育て支援に関する町の主な取り組みについて満足度と重要度を整理すると、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い課題領域に該当するものは、以下の通りとなっています。

- ①施設・環境（園舎・園庭・遊具など）
- ②職員等の配置（人員体制）
- ①安全対策・衛生対策
- ②預かり保育・延長保育事業

課題領域に該当する取り組みについては最優先で改善を図り、満足度を高めていくことが必要だと考えられます。

第3章 計画の方向性

1. 計画の基本理念

(1) 基本理念

「子ども・子育て支援制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

<国の基本指針において掲げられた計画のポイント>

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

そこで、本計画においては、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、八郎潟町としての取り組みの方向性をわかりやすく示すものとして、第1期計画を継承して、本計画における基本理念を以下のように設定します。

**子どもを生き育てやすい社会の実現に向けて、
子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していく
まちづくりを推進していきます**

(2) 基本目標

「子ども・子育て支援制度」においては、以下の点を推進していくものとされています。

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
地域の子ども・子育て支援の充実

さらに、保護者の仕事と生活との調和の推進、妊娠中、産休・育休明けからの切れ目のない支援、児童虐待の問題や、ひとり親家庭、障がい児への支援などについても重視されています。

また、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長されていることから、第1期計画の内容を継承しつつ、次世代育成支援行動計画として取り組んできた子どもや子育て家庭に対する取り組みを内包した1つの計画として推進していきます。

そこで、「子ども・子育て支援制度」において取り組むべき内容を踏まえ、本町の子どもや子育て家庭が健やかに生活できる地域社会を実現するための取り組みの大きな柱として、第1期計画に引き続き、以下の4つの基本目標を設定し、計画の推進を図ります。

基本目標 1 : 幼児期の教育・保育事業の推進

基本目標 2 : 地域子ども・子育て支援事業の推進

基本目標 3 : 仕事と生活の調和の促進

基本目標 4 : その他の支援事業の推進

2. 計画推進の考え方

(1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

「子ども・子育て支援制度」で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒にあって取り組んでいきます。

<教育・保育提供区域について>

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、全町を1地区として教育・保育提供区域に設定しています。

<教育・保育の一体的提供の推進>

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するというものであって、良質かつ適切なものでなければならないとされています。

本町では、既存の幼稚園及び保育所を一体化し、令和2年度に開園する公私連携幼保連携型認定こども園にて教育・保育の一体的な提供を図っていきます。

<産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保>

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を図るとともに、事業実施体制の整備を推進します。

特に、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることから、育児休業期間満了時（原則として、児童が1歳に到達したとき）から教育・保育施設等の利用を希望する保護者に対して、希望したときから質の高い保育を利用できるよう環境整備を進めています。

<子どもに関する専門知識・技術を要する支援における県との連携>

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実などについては、県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

<仕事と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携>

働いている人々の仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るため、県や町内企業、労働者や子育て支援などの関連団体、労働局等と連携を取りつつ、実情に応じた取り組み（労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進します。

(2) 次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備づくりを重点的に推進するために、第1期計画ではそれまでの次世代育成支援行動計画の内容を継承し、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、子育ての意義について理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるための各種の施策に取り組んできました。

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援に関わる取り組みを重点的に推進するための平成26年度までの時限法でしたが、法改正に伴い、法律の有効期限が10年間延長（令和7年3月31日まで）され、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援に関わる総合的な施策に継続して取り組むことが可能となっています。

そこで、本町においては、子ども・子育て支援に関わる取り組みを総合的に推進していくため、子ども・子育て支援法に基づく保育サービスや子育て支援事業等の推進と次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策を引き続き一体的に推進していきます。

3. 施策の体系

子どもを生き育てやすい社会の実現に向けて、
子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進していきます

基本目標 1 : 幼児期の教育・保育事業の推進

1-1 : 施設型給付

基本目標 2 : 地域子ども・子育て支援事業の推進

2-1 : 通所系事業
2-2 : 訪問系事業
2-3 : 相談支援
2-4 : その他の事業

基本目標 3 : 仕事と生活の調和の促進

3-1 : 就労促進

基本目標 4 : その他の支援事業の推進

4-1 : 子育て情報の効果的な提供
4-2 : 妊婦健診
4-3 : 障がい児支援の推進
4-4 : 発達障害支援
4-5 : ひとり親家庭等の自立支援の推進
4-6 : 児童虐待防止
4-7 : 子育て家庭に対する経済的支援
4-8 : 子どもの貧困対策

第4章 施策の展開

基本目標1：幼児期の教育・保育事業の推進

1-1：施設型給付

①幼保連携型認定こども園

【事業概要】

令和2年度に開園する公私連携幼保連携型認定こども園「八郎潟たいようこども園」において、幼児教育と保育を一体的に提供します。保護者の就労の有無に関わらず、同年齢の子どもが切磋琢磨しながら集団生活を過ごす中で、子どもの健やかな発達を図ります。

【取り組みの方向】

町では、こども園の運営法人に対する運営費補助、園バスの運行、職員の派遣等により運営のサポートを行います。また、こども園利用者の経済的な負担軽減のため給食費助成を行います。

基本目標2：地域子ども・子育て支援事業の推進

2-1：通所系事業

①延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、利用施設で保育を実施する事業です。

保護者が仕事等の都合により、通常の利用時間（11時間）を超えて認可保育所で子どもを預かってほしい場合に時間を延長して保育を実施しています。

現在、八郎潟保育園において、月曜日～金曜日の間18:00～19:00を延長時間として実施しています。

【取り組みの方向】

引き続き、令和2年度開園の認定こども園にてサービスを提供します。月曜日～金曜日の間、2号・3号認定の子どもについて18:00～19:00を延長時間として実施します。

②休日保育事業

【事業概要】

保護者の就労状況により日曜・祝日に保育に欠ける児童に対し、休日保育を実施し、子育てを支援しています。

【取り組みの方向】

現在は利用希望者が少ないため定期的な利用はありませんが、今後認定こども園においても、利用希望者がいた場合に適切にサービスを提供できるよう体制を整備します。

③一時預かり事業

【事業概要】

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

平成 12 年から実施している事業で、緊急的な保育サービスとして定員 5 名で実施しています。

【取り組みの方向】

認定こども園においても、利用希望者がいた場合に適切にサービスを提供できるよう体制を整備します。

④学童保育（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

保護者の就労等により、放課後や学校休校日に家庭で子どもをみることができない場合に、6 年生までを対象に、児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自立性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ります。

現在、中央児童館にて 2 学級を事業展開しております。

【取り組みの方向】

今後も中央児童館での事業展開を継続していきます。また、利用者の意向も踏まえながら、放課後子ども教室との連携の強化等についても検討してまいります。

2-2：訪問系事業

①乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【取り組みの方向】

今後も全戸訪問を実施し、育児不安なく安心した環境の中で育児ができるように支援します。

2-3 : 相談支援

①地域子育て支援センター事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うための場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

平成 13 年から八郎潟保育園に委託実施している「はっぴい」をさらに充実させ、地域の子育て支援拠点としてすべての子育て家庭に対する育児支援を行っています。

【取り組みの方向】

平成 27 年度より、八郎潟町えきまえ交流館「はちパル」内「にゃんぱち子育てらんど」にて事業を実施しています。地域の子育て家庭を対象に、親子同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談、情報の提供などを引き続き行っていきます。

2-4 : その他の事業

①妊婦健康診査

【事業概要】

妊娠期間中必要に応じた医学的検査を実施することにより、妊婦の健康状態を把握し、必要に応じて保健指導等を実施します。

【取り組みの方向】

今後も一人ひとりの妊婦に応じたきめ細やかな対応を図っていきます。

基本目標 3 : 仕事と生活の調和の促進

3-1 : 就労促進

① 一般事業主行動計画策定の推進

【事業概要】

仕事と生活の調和の実現に向けて、町内に事業所を有する事業主に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定について働きかけ、次世代育成支援対策に対する労働者、事業主、地域住民の意識改革に関する広報・啓発活動を推進します。（策定・届出義務の対象拡大は、平成 23 年 4 月施行）

【取り組みの方向】

これまでのところ、広報等での周知にとどまっているため、より効果的な周知方法を検討する必要がありますと考えられます。今後は制度の一層の周知を図るとともに、効果的な情報提供方法を検討していきます。

② 男女雇用機会均等法、育児・介護休養法及び育児休業等休暇制度の推進

【事業概要】

子育てしながら就労する労働者を支援するため、町内の事業所等に対して、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法（調停制度平成 22 年 4 月 1 日）の広報活動や育児休業等の休暇制度の整備とその活用を働きかけます。

【取り組みの方向】

広報等での周知に加えて、妊婦本人へもパンフレットを配布しています。今後は母子手帳アプリや町ホームページなども活用し、制度の一層の周知に向けて、情報提供を継続していきます。

③ 各種支援施策の周知

【事業概要】

国、県及び関連機関が実施している、仕事と子育ての両立支援事業や助成金・奨励金制度の情報を提供し、子育てしやすい職場づくりを支援します。

【取り組みの方向】

広報等での周知に加えて、担当課窓口でパンフレットを配布しています。今後は母子手帳アプリや町ホームページなども活用し、制度の一層の周知に向けて、情報提供を継続していきます。

基本目標 4 : その他の支援事業の推進

4-1 : 子育て情報の効果的な提供

①町の子育て支援事業に関する情報提供・相談・助言及び利用のあっせん等の実施

【事業概要】

広報等による情報提供や、小学校、幼稚園、保育園での講演などによるPR、また子育て支援センター「にゃんぱち子育てらんど」による相談・助言等行っています。

保護者への子育て支援サービスに関する情報の提供・相談・助言及び利用のあっせんを「広報八郎潟」により実施しています。

【取り組みの方向】

現在の取り組みに加え、今後は母子手帳アプリや町ホームページなども活用し、子育て世代へのより効果的な情報周知等を実施します。

4-2 : 妊婦健診

①妊産婦に対する保健師の家庭訪問指導等

【事業概要】

秋田県産婦人科医会及び秋田県産科婦人科学会が運営主体となり、平成24年11月から「妊娠中からの子育て支援事業」に取り組んでいます。これは、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、産後うつ病などで養育支援が特に必要と思われる妊婦の方について、町が産婦人科医療機関から情報を提供していただき、町保健師が訪問指導など必要な養育支援を行うものです。町だけでは対応が困難な場合には、児童相談所や女性相談所など県行政機関とも連携して支援を行います。

また、妊産婦の悩みや不安等の解消のため、保健師による面接や電話相談を実施しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

4-3 : 障がい児支援の推進

①障がいの早期発見、早期対応

【事業概要】

障がいの早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健診や学校における健診等を推進します。

乳幼児期から行う各種健診時において、障がいの発見に努めています。

【取り組みの方向】

個々のケースに対応しながら、より一層の体制の充実を目指していきます。

②特別支援教育の充実

【事業概要】

小中学校では、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するために、「通常学級における指導」、「通級による指導」、「特別支援学級における指導」を行っています。

【取り組みの方向】

今後も連携体制のさらなる整備に取り組み、引き続き特別支援教育の充実に取り組んでいきます。

4-4：発達障害支援

①発達障害支援

【事業概要】

子どもやその保護者への支援を充実するとともに、専門的なアドバイスを行えるよう支援者の育成、児童相談所との連携を図ります。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

②学校生活支援員配置事業

【事業概要】

発達障害等支援を要する児童生徒が在籍する学校に、教員の補助及び該当児童生徒を支援する職員を配置し、児童生徒の個性にあわせた教育を実施しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

4-5：ひとり親家庭等の自立支援の推進

①児童扶養手当支給事業

【事業概要】

父母の離婚などにより、ひとり親として児童を養育している父又は母、または、父又は母に代わって児童を養育している方（所得制限あり）に支給されます。支給期間は児童が18歳に達した以後の最初の3月31日までです（中度以上の障がいについては20歳未満）。なお、支給額は所得により区分されます。

【取り組みの方向】

今後も継続して実施していきます。

②母子・父子家庭医療費助成事業

【事業概要】

秋田県福祉医療制度の1つとして、母子・父子家庭及び父母のいない家庭の児童であって、0歳から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童の医療費について医療機関等の窓口で支払う自己負担額の全額を助成しています。

ただし、保護者又は扶養義務者の前年の所得に制限を設けております。

【取り組みの方向】

今後も継続して実施していきます。

4-6：児童虐待防止

①要保護児童対策地域協議会活動の推進

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係各課、機関との情報交換による児童虐待の早期発見、防止活動、援助活動及び啓発活動を推進しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

②要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の開催

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議により、要保護児童について情報交換し、支援対策を関係機関で検討していきます。

【取り組みの方向】

今後も関係機関と緊密な連携を図るとともに、それぞれの役割分担を明確にし、的確な対応をしていきます。

③要保護児童対策に関わる職員の質の向上

【事業概要】

児童虐待相談にかかる対応力向上を図るため、秋田県中央児童相談所主催の児童相談業務担当者研修会等に積極的に参加をしているほか、相談業務マニュアルの理解を深めるなど職員の質の向上とスキルアップに取り組んでいます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

4-7：子育て家庭に対する経済的支援

①子育て家庭・ひとり親家庭への経済的支援

【事業概要】

子育て家庭・ひとり親家庭への経済的支援のため、福祉医療費助成、就学援助事業、医療費や保育料、学校給食費の無料化、児童手当、児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付、ひとり親家庭住宅整備資金貸付、特別支援教育就学奨励費補助金などの支援を行っています。

福祉医療費助成については、令和元年8月から対象を高校生まで拡大して取り組んでいます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

②各種経済的支援制度の周知

【事業概要】

役場庁舎の各種手続窓口にパンフレットを置いたり、町広報紙への掲載により各種経済的支援制度の普及に取り組んでいます。

【取り組みの方向】

今後は町ホームページでの制度紹介に力を入れ、保護者等がいつでも支援制度を把握できるよう取り組んでいきます。

4-8：子どもの貧困対策

①子育て家庭・ひとり親家庭への経済的支援

【事業概要】

本町では、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）に基づく子どもの貧困対策計画を本計画と一体のものとして位置づけ、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活困窮家庭に向けての総合的な支援を図っていきます。

福祉医療費助成、就学援助、給食費の無料化をはじめとする経済的支援、特定妊婦や要保護児童他、困難を抱える家庭への生活支援を実施するとともに、秋田県で実施する学習支援・家計相談支援・就労支援事業等の積極的な広報活動を実施します。

【取り組みの方向】

今後も各事業を継続して実施しながら、個々の家庭の実態を把握し、効果的な支援に努めていきます。

第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策

1. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策

(1) 本町で想定する教育・保育の量の見込み

			2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
1号	3～5歳	教育	12人	10人	8人	8人	8人
2号	3～5歳	保育	63人	62人	55人	55人	54人
3号	0歳	保育	15人	15人	14人	14人	12人
	1・2歳	保育	35人	32人	31人	30人	29人

本町では、ニーズ調査（アンケート調査）での利用意向や、各事業のこれまでの利用実績や利用傾向を踏まえ、本計画期間における教育・保育の見込み量について、上記のように想定しました。

(2) 教育・保育の確保の方策

①教育利用に対する確保策

■ 1号認定（3～5歳）・教育利用に対する確保策

1号	3～5歳	教育	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量			12人	10人	8人	8人	8人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	15人	15人	15人	15人	15人
		箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

令和元年10月に施行された幼児教育・保育の無償化政策により利用率は低くなると予想され、また同時に出生数は減少傾向にあるため、令和2年度に開設される認定こども園の利用定員を維持していくことで提供量を確保していきます。

②保育利用に対する確保策

■ 2号認定（3～5歳）・保育利用に対する確保策

2号	3～5歳	保育	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量			63人	62人	55人	55人	54人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	70人	70人	70人	70人	70人
		箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

令和元年10月に施行された幼児教育・保育の無償化政策及び核家族化、共働き世帯の増加により利用率は高まると予想されますが、同時に出生数は減少傾向にあるため、令和2年度に開設される認定こども園の利用定員を維持していくことで提供量を確保していきます。

■ 3号認定（0歳）・保育利用に対する確保策

3号	0歳	保育	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量			15人	15人	14人	14人	12人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	15人	15人	15人	15人	15人
		箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

核家族化、共働き世帯の増加により利用率は高まると予想されますが、同時に出生数は減少傾向にあるため、令和2年度に開設される認定こども園の利用定員を維持していくことで提供量を確保していきます。

■ 3号認定（1・2歳）・保育利用に対する確保策

3号	1・2歳	保育	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量			35人	32人	31人	30人	29人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	45人	45人	45人	45人	45人
		箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

核家族化、共働き世帯の増加により利用率は高まると予想されますが、同時に出生数は減少傾向にあるため、現在5保育園、小規模事業1園の利用定員を維持していくことで提供量を確保していきます。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策

①利用者支援事業

【提供体制確保の考え方】

本町においては現在のところ当該事業の実施は見込んでいません。

②地域子育て支援拠点事業

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
	見込み量	13,306人	12,534人	11,807人	11,122人	10,476人
	確保策（提供量）	13,306人	12,534人	11,807人	11,122人	10,476人
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

子育て支援センター「にゃんぱち子育てらんど」を拠点として、子育てについての相談支援を行うとともに、乳幼児及びその保護者の交流の場を提供していきます。

③妊婦健康診査

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
	見込み量	280回	275回	261回	247回	234回
	確保策（提供量）	280回	275回	261回	247回	234回
	訪問スタッフ数	2人	2人	2人	2人	2人

【提供体制確保の考え方】

すべての妊婦が安心した出産を迎えることができるよう、妊婦の健康維持のために必要な健康診査を実施していきます。

④乳児家庭全戸訪問事業

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
	見込み量	19人	19人	18人	18人	16人
	確保策（提供量）	19人	19人	18人	18人	16人
	訪問スタッフ数	3人	3人	3人	3人	3人

【提供体制確保の考え方】

保健師や助産師が全戸を訪問し、心身状況や育児環境を把握し、適切な情報を提供できるよう体制を整えていきます。

⑤養育支援訪問事業

【提供体制確保の考え方】

本町においては現在のところ当該事業の実施は見込んでいません。

⑥子育て短期支援事業

【提供体制確保の考え方】

本町においては現在のところ当該事業の実施は見込んでいません。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

【提供体制確保の考え方】

本町においては現在のところ当該事業の実施は見込んでいません。

⑧一時預かり事業

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
幼稚園における 在園児を対象とした 一時預かり (預かり保育)	見込み量	1,224人	1,101人	990人	891人	801人
	確保策(提供量)	1,224人	1,101人	990人	891人	801人
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
上記以外	見込み量	59人	53人	47人	42人	37人
	確保策(提供量)	59人	53人	47人	42人	37人
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

令和2年度に開設される認定こども園にて事業を実施し、提供量を確保していきます。

⑨延長保育事業

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
	見込み量	82人	76人	71人	71人	67人
	確保策(提供量)	82人	76人	71人	71人	67人
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

令和2年度に開設される認定こども園にて事業を実施し、提供量を確保していきます。

⑩病児・病後児保育事業

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
	見込み量	194人	179人	166人	166人	158人
	確保策(提供量)	194人	179人	166人	166人	158人
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

令和2年度に開設される認定こども園にて事業を実施し、提供量を確保していきます。

⑪放課後児童クラブ

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
低学年	見込み量	73人	75人	76人	65人	58人
	確保策（提供量）	73人	75人	76人	65人	58人
高学年	見込み量	55人	54人	49人	48人	49人
	確保策（提供量）	55人	54人	49人	48人	49人
計	見込み量	128人	129人	125人	113人	107人
	確保策（提供量）	128人	129人	125人	113人	107人
	箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【提供体制確保の考え方】

核家族化、共働き世帯の増加により利用率は高まると予想されますが、同時に対象児童数は減少傾向にあるため、現在の2か所での事業実施を継続していきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【提供体制確保の考え方】

本町においては現在のところ当該事業の実施は見込んでいません。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【提供体制確保の考え方】

本町においては現在のところ当該事業の実施は見込んでいません。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

子ども・子育て会議の役割

- ①教育・保育施設や地域型保育事業に関する町の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ②町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更について意見を述べること。
- ③町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

(2) 庁内における進捗評価の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課などの幅広い連携を図り、計画の進捗評価を進めます。

(3) 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

町がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

(4) 計画の周知

本計画は、子育てに関わる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本町が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

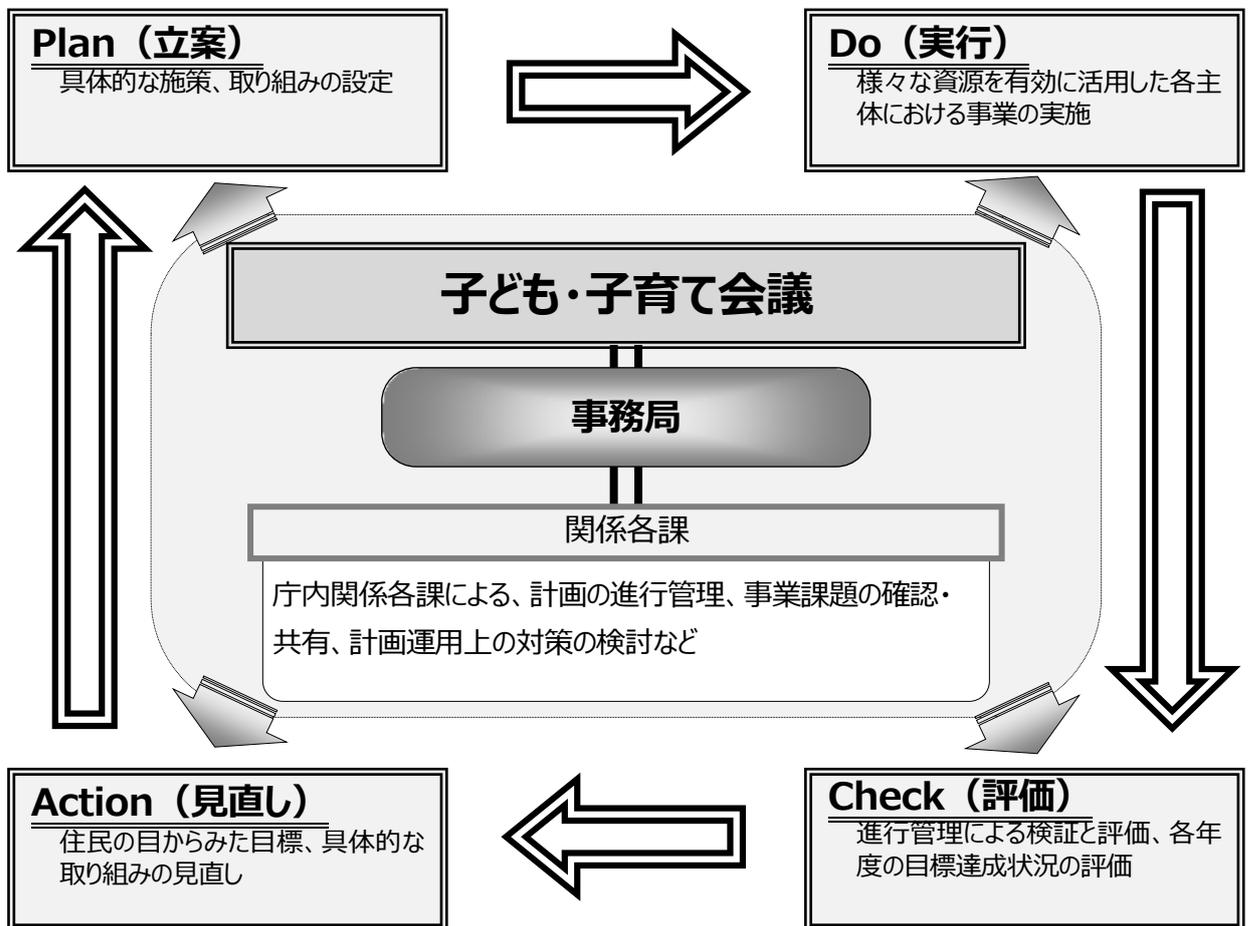
また、子ども・子育て支援の新制度についてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供をしていきます。

2. 進捗評価の仕組み

本計画は子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、関係各課において、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などの整理を行い、課題整理を踏まえ、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していきます。



資料編

○八郎潟町子ども・子育て会議条例

平成二十五年九月二十五日

条例第二十一号

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第一項の規定に基づき、八郎潟町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 子ども・子育て会議は、法第七十七条第一項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第三条 子ども・子育て会議は、委員二十人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、子どもの保護者（法第六条第一項に規定する子どもの保護者（同条第二項に規定する保護者をいう。）をいう。）、子ども・子育て支援（法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第六条 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第七条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課及び教育課が処理する。

(会議の運営)

第八条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

第2期八郎潟町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

編集	八郎潟町 〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地 TEL：018-875-5808
----	---